

2024年6月4日

愛知労働局長 阿部 充 様

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 徳良 様

全労連東海北陸地方協議会

議長 長曾 輝夫

(公印省略)

歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで 最低賃金1500円以上への引上げと全国一律制を求める要請書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の24ヶ月連続となり、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定を図る」と定めています。今日のような急激な物価高騰下においては、1年に1回の改定ではその目的を果たすことができておらず、関係機関が前例にとらわれることなくその目的を達するために精励しなければなりません。

2023年の最低賃金額の改定では、最高の東京都が1,113円、最低の岩手県は893円で220円もの大きな地方間格差を生んでいます。東海北陸地方内だけで見ても96円もの開きがあり、1年間で172,800円（年1800時間）もの所得格差を生んでいます。

全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生活費試算調査によれば、健康で文化的な最低限度の生活を行うための賃金は「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500～1,700円必要」であることを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として最低賃金法を改正し、誰もが8時間働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と、時給1,500円以上を求めていました。今年1月に経済同友会の新浪代表幹事は、最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要があると主張し、医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要があるとの考えを示しました。経済界からも最低賃金大幅引き上げの声が上がっています。

昨年、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を発表し、4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。しかし、昨年の改定結果は地域間格差を拡大するものとなりました。ランク方式自体が制度的に限界にきていることは明らかです。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。日本弁護士連合会を始め全国の多くの弁護士会が地域別最低賃金を廃止して全国一律最低賃金制度の実施を求め、自民党においても最低賃金一元化推進議員連盟が旺盛に活動しています。全労連がとりくむ全国一律最低賃金制の法制化を求める国会請願署名には、これまでに与野党120人を超える国会議員が紹介議員として名前を連ねています。

最低賃金を引き上げるために、中小・零細企業支援策の抜本的拡充がセットで必要です。

地方最低賃金審議会のはとんどが中小企業への支援策の拡充、価格転嫁など取り引きの適正化、税・社会保険料の減免、扶養控除等の見直し・検討などの政策要望を政府に示しています。最低賃金を引き上げる上で「支払い能力」を考慮するのであれば、少なくとも「支払い能力」を引き上げるための政策を国に求めなければ無責任であると言わざるを得ません。

以上の点から、最低賃金改定審議にあたって下記の項目について強く要請します。

記

1. 中賃の日安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
2. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正するよう国に働きかけること。
4. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
5. 最低賃金審議会労働者代表委員任命については、労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員構成においても多様性を有したものとすること。最低賃金の影響を直接受ける非正規労働者の当事者と女性を4割以上任命すること。専門部会委員についても同様とすること。公益委員については、最低賃金の改定について専門的知見を備えた委員の選任をおこなうこと。
6. 専門部会二者協議を含め全部公開するとともに、審議会や専門部会で女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。また、すべての審議・協議の議事録を作成し全部を公開すること。
7. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などについて、情報提供を求めるものに適宜おこなうこと。(一部の局で後退した)
8. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、公共職業安定所や労働基準監督署など都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合	議長	中山 洋一
石川県労働組合総連合	議長	桶間 諭
福井県労働組合総連合	議長	鈴木 孝典
岐阜県労働組合総連合	議長	廣瀬 政美
静岡県労働組合評議会	議長	菊池 仁
愛知県労働組合総連合	議長	西尾美沙子
三重県労働組合総連合	議長	新家 忠文

2024年6月4日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 篤良 殿

愛知県労働組合総連合
議長 西尾 美沙子
(公印省略)

「最低賃金を1,500円へ」「国に中小企業支援の要望」 「すべての『審議の公開』」を求める要請書

2024年度の愛知地方最低賃金審議会の開催にあたり、国民の請願権にもとづき貴審議会に下記の4項目を要請します。要請書を全委員に配付・説明し、要請項目について審議に反映させていただくよう求めます。

また、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を1500円とし、中小企業支援を求める要請署名」と「最低賃金を1,500円に（オンライン署名）」の第一次分を6月末に提出します。

記

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。

【理由や背景】

- ① 2024春闘では、大手企業の正社員を中心に近年では最高の大幅賃上げとなりました。非正規労働者にも昨年を上回る大幅引き上げが必要です。岸田文雄首相は3月28日、2024年度予算の成立を受けて記者会見し、政府としても物価高騰のなかで大幅賃上げがカギであることを主張しました。今年1月に経済同友会の新浪代表幹事は、最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要がある主張し、医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要があるとの考えを示しました。経済界からも最賃の大幅引き上げの声が上がっています。最賃大幅引き上げの風が吹いています。
- ② 全労連が28都道府県4万8千人を対象に実施した全国最低生計費試算調査結果によれば、若者が自立して生活するには全国どこでも1500円から1700円必要との結果が出ています。愛知でも時間給1500円（月150時間労働換算）を超え、直近の調査では1600円から1700円超となっています。私たちは「今すぐ1,500円、めざせ1,700円に」と要求しています。昨年は41円の引き上げで1,027円となりましたが、歴史的な物価高騰のもとで生活を維持するにはさらなる大幅引き上げが必要です。
- ③ 5月24日に発表された4月の名古屋市消費者物価指数は109.3（持家の帰属家賃を除く総合指数）となり、前年同月比で2.8%アップとなりました。帝国データバンクの発表によると食料品値上げは今年1月から5月で6027品目、6月はさらに614品目。今後の見通しは「円安値上げ」が顕在化、年後半にかけてさらに拡大する可能性」と指摘しています。電気、ガス料金も7月請求分から大幅値上げされます。
- ④ 2023年の毎月勤労統計調査によると1人あたりの賃金は物価を考慮した実質で前年比マイナス2.5%。2年連続で減少しました。マイナス幅は1.0%減だった22年からさらに大きくなりました。20年を100とした指数で見ると97.1で、唯一100を下回った22年からさらに低下しました。比較可能な1990年以降で最も低くなっています。

⑤「あいの就業状況」（2023年平均）によれば、非正規の職員・従業員数は134万7千人で前年比1万5千人増加しています。物価高騰は低所得の非正規労働者ほど大きく影響しており、最低賃金の引き上げは生計維持に直結します。昨年の愛知地方最低賃金審議会の資料では1,027円になることで県内労働者の27.6%（男性16.1%、女性37.8%）、30万人超に影響があると報告されました。1,500円になれば67.1%の労働者（昨年資料比較）の賃上げにつながり愛知地方の経済にとって好循環をもたらします。

2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。

【理由や背景】

- ① 大企業に比べ中小企業に働く労働者の賃上げは進んでいません。全国では多くの地方最低賃金審議会の答申で国への政策要望が出されており、昨年、愛労連も愛知の審議会でも行うべきと要望しました。こうした中、昨年の審議会では「価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること」など4項目の「政府に対する要望」が盛り込まれました。引き続き政府に対して要望するよう求めます。
- ② 全労連は2022年1月「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を（提言）」を発表し、中小企業予算の増額、直接支援、税制改正などの必要性を提言しました。
- ③ 2023年2月7日、労働運動総合研究所が発表した「最低賃金が全国一律1500円になったら生活はどう変化し、経済はどう変わるか」と題する報告では、愛知の最低賃金を引き上げたことによる国と愛知県の税収増を、中小企業への支援策にも活用できることを示しています。

3. 愛知地方最低賃金審議会の「専門部会」を二者協議も含め全て公開すること。

【理由や背景】

- ① 愛知県最低賃金専門部会（以下、専門部会）は、一昨年まで非公開とされてきましたが、昨年から三者協議が公開されたことは評価できます。昨年は「専門部会について公開か否か」を専門部会で決めましたが、特定最賃専門部会については8月22日の審議会において特定最低賃金専門部会の公開を決め、第1回目より公開しています。昨年の例を踏襲して今年の専門部会が1回目より公開されるのであれば良いのですが、改めて「公開か否か」について諮るのであれば、専門部会も特定最賃と同様に審議会で判断してください。
- ② 一方、専門部会では具体的な審議は行われず、非公開の二者協議にゆだねられました。これは「公開を逆手にとった闇審議」と言わざるを得ません。しかも、議事録もありません。この点ではむしろ一昨年より後退しました。事務局に対し、議事録を残すよう指示してください。
- ③ 今年は、二者協議を含め全て公開し、活発な生の議論をお聞かせください。

4. 愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で労働者の意見陳述の場を創ること。

【理由や背景】

- ① 全国30近い地方最低賃金審議会において、審議会または専門部会の場で意見陳述が行われています。最低賃金法第28条には「厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない」と定めています。しかし、これまで愛知の審議会で賃金以外の「労働者の実情」について調査・審議されたことがありましたでしょうか。当該労働者に審議の場に出席してもらい、「生活の実情についての意見陳述が必要」とするよう会長の英断を求める。
- ② これまで労働者代表委員が「非正規労働者の意見、また、医療・介護・福祉・青年・女性と幅広

い意見を包括しながら対応したいと思っているので、労働者側としては、特段我々のバックアップのための意見陳述をしていただく必要はない」と発言しています。どこでどれだけの当該労働者補意見を聞いたのかを公開の場の発言で示してしてください。ちなみに昨年も「当該労働者の意見」がどういうものだったのか発言されていません。バックアップの根拠がありません。会長がイニシアチブをとって意見陳述の実現へのリードをされるようお願いします。

- ③ 鳥取地方最低賃金審議会委員および審議会会长を長年務めた藤田安一鳥取大学名誉教授は、専門部会の場での意見陳述と、その後の質疑応答について、「審議会の活性化に貢献し、その場にいた多くの委員から『直接、話が聞けてよかったです。紙に書かれた意見よりも、はるかに説得力があり印象に残ると』の感想」が出されたと指摘しています。また、第501回愛知地方最低賃金審議会（2021年度）では、公益委員から「（全国では）意見陳述があるという説明があった。今後（中略）意見陳述について、検討できる雰囲気が醸成されるといい」との発言もありました。しかし、昨年の審議会（専門部会）では、そのことについて審議さえされていません。会長におかれましては公益委員の発言を受け止め、審議されるようお願いします。

以上

全国一律最低賃金制度の早期法制化実現と、中小企業支援策を先行させ緊急に現下の高物価を上回る愛知地方最低賃金の大幅引き上げの再改定をおこなうこと等の要請

貴職の日ごろの労働行政への真摯なとりくみに敬意を表します。

1. 2022年以来、私たちは、物価高騰を上回る愛知県の最低賃金の再改定、緊急改定を再三再四求めできました。2023年3月15日の衆総行動においては、貴局賃金課からは、「地域最低賃金の改定については、中央最低賃金審議会の『目安』提示の有無にかかわらず、各地方最低賃金審議会の判断によっておこなうことができる」という回答がありました。また4月19日の第99回衆総行動においては、貴局の回答は、「最低賃金の改定にあっては労働者の生計費、賃金、事業の支払い能力のいわゆる3要素の本年の直近のデータがそろわないと判断できない」というものでしたが、一方ではそれらがそろえば早急に対応することに努力したい、というものでした。

その後の4月27日と28日、私たちは「物価高騰を上回る最低賃金の引き上げを！」という要求を掲げて、昨年2023年9月までの愛知県最低賃金の986円に相当する分數（986分）の時間、貴局の所在する第2号同庁舎玄関左手エントランスでハンガーストライキを実施しました。しかし、愛知地方最低賃金審議会は例年通りの7月4日以降の招集・開催となりました。

2. 2024年1月19日に、総務省が2020年基準の全国の消費者物価指数を発表しています。それによれば、全国2023年(令和5年)12月分の概況は、

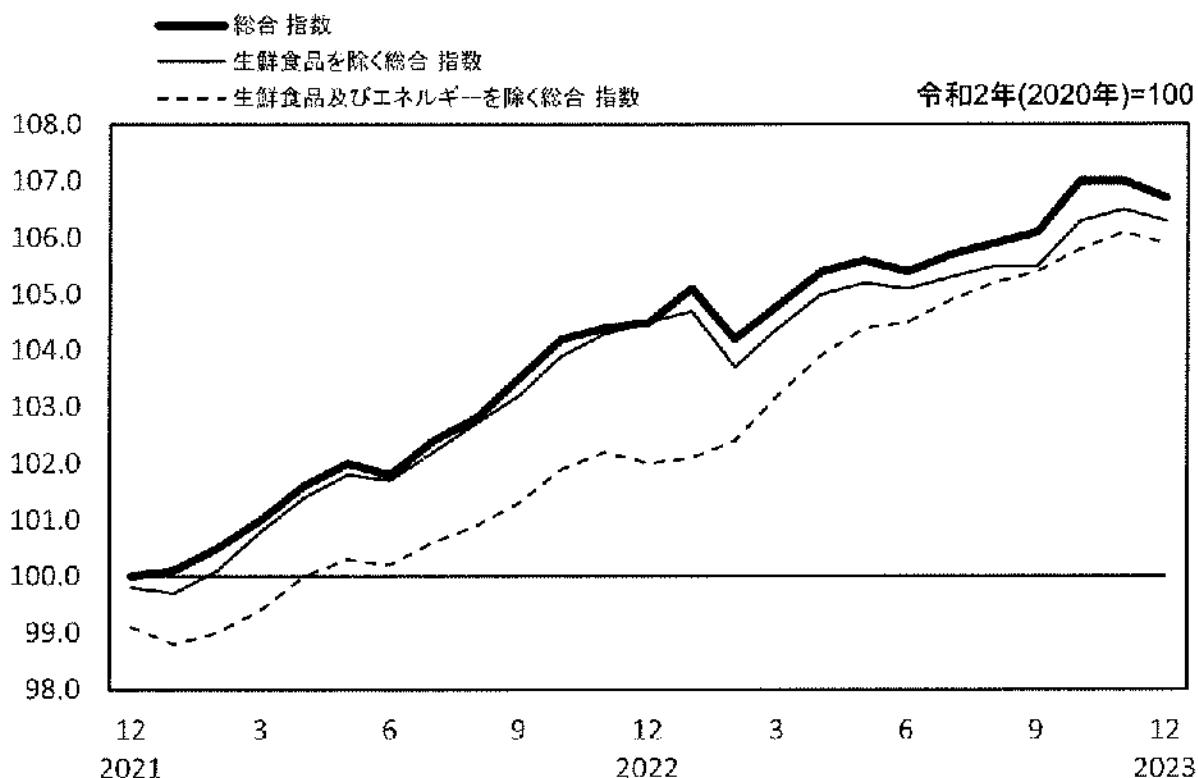
- (1) 総合指数は2020年を100として106.8（同年4月105.1）、前年同月比は2.6%の上昇（同年4月3.5%）。
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は106.4（同年4月104.8）、前年同月比は2.3%の上昇（同年4月3.4%）。
- (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は105.9（同年4月104.0）、前年同月比は3.7%の上昇（同年4月4.1%）となっています。

同日に発表された名古屋市消費者物価指数（2023年12月分）の結果の概況は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は106.7となり（同年4月105.4）、前年同月比2.1%の上昇（同年4月3.7%）。生鮮食品を除く総合指数は106.3となり（同年4月105.0）、前年同月比1.7%の上昇（同年4月3.5%）。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は105.9となり（同年4月103.9）、前年同月比3.8%の上昇（同年4月3.9%）となっています。

以上によれば、名古屋市の消費者物価上昇指数は、依然として高い水準で上昇していること、そして前年同月比の指標は昨年の4月分に比べれば上昇率は鈍化しているが、依然として高い水準で推移していることがわかります。何よりも次ページ冒頭に掲げたグラフによれば、2021年以来、物価は右肩上がりで上昇していることは明らかです。

また、厚生労働省が1月10日に公表した2023年11月の毎月勤労統計（速報）によると、実質賃金は前年比3.0%減少し、20カ月連続のマイナスとなりました。ボーナスなど特別に支払われた給与の前年比下落も響きマイナス幅は同年10月の2.3%から拡大しました。2023年通年でも前年比2.5%減と2年連続で減少し、マイナス幅が拡大しました。賃金上昇が物価高騰にまったく追いついていない状況は依然としてきわめて深刻です。

名古屋市消費者物価指数の月別推移グラフ



連合の調査では、2023年の春闘での賃上げ率は平均で3.58%と、およそ30年ぶりの高水準となつたにもかかわらず、です。

こうした中、労働者県民の生活はきわめて追い詰められています。日々の食事すら、生鮮食料品を極力買い控える、1日1回おにぎり1個だけ、という人もいるのです。

こうした実際の県民の苦境から、愛知県最低賃金を即時改定して、物価高騰を大幅に上回る水準を実現し、非正規労働者、女性労働者をはじめとする労働者県民の生活安定、福祉向上にただちに資するべきです。今こそ、国、行政として、労働者県民の生活困難を救済し、生存権を保障する責務を果たす時ではないでしょうか。そのためには、例年の審議スケジュールにこだわらずに、愛知地方最低賃金審議会を一刻も早く開催して、大幅な改定額の諮問と決定をおこなうことが必要です。

3. 岸田総理大臣自身が、2024年1月8日に表明しています。2024年に物価の上昇を上回る賃上げを実現させたいとして、① 春闘にかけて経済界への働きかけを強めるとともに、② 従業員の給与を引き上げた中小企業の法人税を減税する「賃上げ税制」を拡充します、と。

1月22日には、政府が、経済界や労働団体の代表者と意見交換する「政労使会議」を開催しました。政府による中小企業の労務費の転嫁対策の徹底状況などを確認し、これから本格化する春季労使交渉（春闘）での賃上げ機運を高めるのが狙いでした。政労使会議の開催は昨年11月に続きこの3カ月で2度目で、昨年3月に約8年ぶりに復活してから頻度が高まっています。政府が唱える「物価上昇を上回る賃上げ」の実現には、労働者の7割が働いている中小・小規模企業が賃上げをおこない全体的な水準が底上げされることが重要との認識をあらためて共有しました。

政府は昨年11月、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定。指針に沿わない行

為をすることで公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会が独占禁止法と下請け代金法にもとづいて厳正に対処することが明記されました。今回の会議では、政府側から国内の全1873の業界団体に対して指針を周知したこと、特段の対応が必要な22業種については所管省庁が重点的に対応することなどの説明があり、村井英樹官房副長官をトップにした関係省庁連絡会議の初回会合を1月中に開催することも表明しました。さらに、林芳正官房長官は2月6日午後の会見で、今年1月に開催された政労使会議で岸田文雄首相が昨年を上回る賃上げを強く要望したことに「呼応する動きが広がっている」との見解を示しました。その上で医療・介護などの報酬改定による公的賃上げ、賃上げ促進税制の強化、労務費の転嫁に関する指針の各業界への周知・徹底など、「物価高に負けない賃上げを実現できるように引き続きしっかりととりくんでいきたい」と述べました。民間企業での賃上げにとどまらず、「公的賃上げ」というなら、今すぐとりくめる最低賃金を大幅に引き上げる改定をおこなうことが、「物価高に負けない賃上げを実現できる」、また「労働者の7割が働いている中小・小規模企業が賃上げをおこない全体的な水準が底上げされること」を実現する、もっとも効果的な近道になるはずです。

4. 「物価高に負けない」高水準の改定に当たっては、最低賃金決定3要素のうち、労働者の生計費を最も重視すべきであることは明らかです。

従来から、私たちが主張してきたように、「事業の支払い能力」という要素は削除すべきです。現に、2023年には、令和5年7月28日令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのビデオ・メッセージが、中央最低賃金審議会から出されました。そこでは「3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、『労働者の生計費』」と明確に述べられています。その根拠は、やはり「消費者物価指数については、昨年（2022年）の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年（2023年）6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準であり」、「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考え」たからということになっているのです。

5. 最低賃金改定に当たっては「労働者の生計費、賃金、事業の支払い能力のいわゆる3要素の本年の直近のデータがそろわないと判断できない」というのなら、従来毎年6月時点の最低賃金に関する基礎調査などにもとづく調査結果によって審議されていますが、例えば10月改定後の12月時点での調査結果を用いて、少なくとも年2回の改定をおこなうべきです。

2023年の愛知地方最低賃金審議会の審議では、中央最低賃金審議会の報告を受け、引上げ額の実質的な審議をおこなう専門部会の一部が公開されました。私たちは、これまで開かれた場でこそ公労使委員それが責任を持った議論ができるし、世の流れであるとその公開を求めてきました。しかし、公開された場での議論は、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年よりはまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議でされたかもしませんが非公開で「闇の中」であり、わたしたちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。「公開審議を逆手に

取った闇審議」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょう。すべての専門部会委員に問うものです。

そして今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。愛知県においては全面公開しないというのなら、最低限、個別協議の議事録も残すべきです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかしながら、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金というきわめて社会全体の公益にかかわる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかわる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。

6. さらに、私たち栄総行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、毎年、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの時間給で働いている非正規労働者という、当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。しかし、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」ことを主な理由として、労働者による意見陳述は避けられました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2023年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも34の道府県で意見陳述は実施されています。同年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、鳥取、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください

記

- 1 全国一律最低賃金制を早期に実現してください。
- 2 愛知地方最低賃金審議会を、即時開催して改定額の諮問を行ってください。
- 3 物価高騰を大幅に上回る改定額を決定してください。その隙、いわゆる3要素のうち、労働者の生計費を基礎とすることを原則に、中小企業への積極的助成措置を先行して講じることにより、三要因のうち「支払い能力」を削除してください。
- 4 最低賃金に関する基礎的な調査統計を毎年12月にも実施して、物価動向をにらみながら、年2回以上改定できる体制と条件を整えてください。
- 5 愛知県地方最低賃金審議会の機構と運営を県民の声を聞き、開かれた審議会として、すべての審議議事録を全面開示するなど、抜本的に民主化してください。とくに、専門部会の個別協議も全面公開してください。万一公開できない場合においても、議事録を公開してください。
- 6 愛知労働局は、毎年決定される時間額について、健康で文化的な最低限度の生活を営むに足る適正な額であることを、時間給で働く労働者の実態調査にもとづき最低賃金として適正

である根拠を検証し裏付けられるのかどうかを具体的に資料を示すなどして回答してください。

7 愛知地方最低賃金審議会の審議において、青年、女性、非正規労働者など幅広い層からの意見陳述を実現してください。

8 労働者側委員は、「連合」愛知独占ではなく、異なる潮流からも専任してください。

以上

2024年4月17日

第101回労総行動実行委員会

全労連・全国一般労働者議連・労働組合連絡会議

JMITU 愛知地方連絡会議

障害者労働組合

実行委員長 内海美穂子

地域支部長 國村忠

執行委員長 平田英友

組合員 後藤陽

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会 会長 殿

愛知労働局長

阿部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会会长

中山 徳良 殿

緊急要請ただちに愛知地方最低賃金審議会を再開し、現下の高物価を上回る再賃額の大幅引き上げの再改定を、中小企業支援策を先行させておこなうことの要請

貴職の日ごろの労働行政への真摯なとりくみに敬意を表します。

私たちは、2022年から、物価高騰を上回る愛知県の最低賃金の再改定、緊急改定を再三にわたり求めてきました。栄総行動としてとりくんだ2023年3月15日の要請においては、貴局賃金課からは、「地域最低賃金の改定については、中央最低賃金審議会の『目安』提示の有無にかかわらず、各地方最低賃金審議会の判断によっておこなうことができる」という回答を得ています。

また4月19日におこなわれた正規の第99回栄総行動の要請においては、貴局の回答は、「最低賃金の改定にあっては労働者の生計費、賃金、事業の支払い能力のいわゆる3要素の本年の直近のデータがそろわないと判断できない」というものでしたが、逆にとらえればそれらがそろえば早急に対応することに努力したい、という前向きの姿勢とも理解できる内容と受け止めさせていただきました。同時に、私たちは時間給で働く非正規雇用の青年層・女性層の生活が進行する物価高騰により大変困難な状況に瀕していることから、その後の23年4月27日と28日の2日にわたって、「物価高騰を上回る最低賃金の引き上げを！」という要求を掲げて、23年9月までの愛知県最低賃金の986円に相当する分数（986分）の時間、貴局の所在する第2号同庁舎玄関左手エントランスで第一次ハンガーストライキを実施しました。

しかし最賃審議会が再開されることは例年の7月の招集までありませんでした。

23年11月8日には第100回栄総行動、24年4月17日には第101回栄総行動において、私たちは繰り返し最賃審議会の再開と再賃額の複数回の再改定を求めて要請を重ねてきました。そのうえで、先の5月14日には、私たちが当面ただちに実現を求めている1500円から今年の9月末までの愛知県の再賃額1027円の差額である473円分に相当する分数（473分）の時間、貴局の所在する第2号同庁舎玄関外側の歩道にて第二次ハンガーストライキを実施しました。

現在、大学生や困窮する時間給で働く多くの市民に食糧支援のとりくみをおこなっていますが、どんどんとたくさんの人々が集まってこられて、お渡しする食糧が不足する状況にあります。名古屋中地域労働組合センターで毎月第一土曜日にとりくんでいるイオン金山店前での定例宣伝行動においても、いまお訴えしている中心課題は最低賃金の大幅な再改定を愛知労働局と最低賃金審議会に求めるに大きな反響が寄せられています。

具体的には、6月20日本曜日の午前10時から、あるいは同日午後2時からのいずれか、貴職のご都合のあう日程にて要請行動をお受けいただき、その場でお話しさせていただきます。

また、本要請書とともに、第101回栄総行動においての要請に連続しての、要請事項の解説を添付させていただき、実りある要請行動となりますよう進めたいと考えております。

貴職は、「愛知地方最低賃金審議会補欠委員の候補者の推薦に関する公示」を4月24



日におこないました。昨年任命された労働者委員3名の任期途中での辞任によるものです。最低賃金法では「任期は2年」としています。途中辞任は今回だけでなく、2019年以降、9名を数えています。任期をまとうできなかつた委員を任命した労働局長、推薦した労働組合（連合愛知、および関係労組）の責任は重大なのではないでしょうか。

今後はこのようなことが繰り返されないように、任期をまとうできる労働者委員の任命を求めます。

今回の緊急要請事項については下記の通りです。

記

- 1 愛知地方最低賃金審議会を、即時開催して今年度の改定額1500円以上の諮問をおこなってください。
- 2 物価高騰を大幅に上回る改定額を決定してください。その際、いわゆる3要素のうち、労働者の生計費を基礎とすることを原則に、中小企業への積極的助成措置を先行して講じることにより、三要因のうち「支払い能力」を削除してください。
- 3 最低賃金に関する基礎的な賃金等調査統計を毎年12月にも実施して、物価動向を的確に判断しつつ、年2回以上（少なくとも10月と4月）改定できる体制と条件を整えてください。
- 4 全国一律最低賃金制を早期に実現してください。

以上

2024年6月4日

第101回総行動実行委員会

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地区

JMITU 愛知地方本部 愛知支部

障害者労働組合

厚生労働大臣 殿

愛知労働局長 殿

愛知地方最低賃金審議会会长 殿

全国一律最低賃金制度の早期法制化実現と、中小企業支援策を先行させ緊急に現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅の引上げ、1500円以上への改定を行うこと等の要請【解説等】

私たち栄総行動実行委員会は、この間、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にするよう求め運動してきました。また、消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を求めてきましたが、実現しませんでした。

実質賃金は低下を続けています。物価の伸びに賃金が追いつかない状況が続きます。このような状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当栄総行動実行委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

1、物価高騰を大幅に上回る地域別最低賃金の引き上げをして、1500円以上に改定してください。

(1) 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにすること。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、愛知県労働組合総連合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方－2020年基準消費者物価指数－』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。



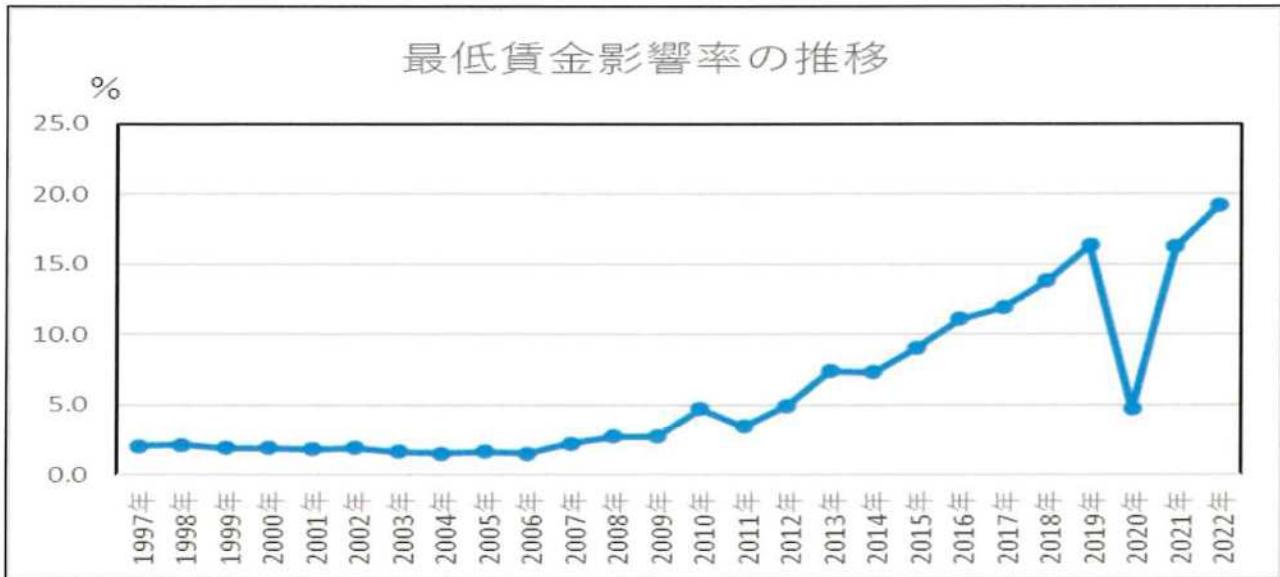
最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、愛知県労働組合総連合労働組合が行っている生計費調査（最低生計費試算調査）を参考にすべきです。愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えており（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えており、いくつかの地方では1700円にも迫っています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

（2）「類似の労働者の賃金」として、賃金状況調査は、30人未満の中小零細企業を調査対象としていますが、最低賃金の影響率が年々上がる中で、指標として適当なものではなくなっているのではないかでしょうか。最低賃金の影響率が1～2%であった時から、現在では、20%になろうとしており、中小零細企業の労働者の賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出てきます。対象事業所を拡大するか、もしくは、賃金中央値や平均値を指標とすることを検討されたい。

賃金状況調査第4表と他の賃上げ集計との比較　　単位は%、2022・23年は第4表①採用

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
厚生労働省 賃金状況調査 (第4表)	0.8	1.1	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	2.1	2.5
連合 (中小企業)	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23
経団連 (中小企業)	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.7	1.68	1.92	3.00
厚生労働省 賃金引上げ等の実態に関する調査	1.5	1.8	1.9	1.9	1.8	2.0	2.0	1.7	1.6	1.9	3.2

連合及び経団連の中小企業の賃上げ率はそれぞれの公表数値から作成



- (3) 最低賃金の改定を年2回、10月と4月に行うこと。また、賃金状況調査などの基礎的な調査統計を6月だけでなく12月にも行うこと。
- (4) 愛知地方最低賃金審議会を、即時開催して改定額の諮問を行うこと。
- (5) その際、いわゆる3要素のうち、労働者の生計費を基礎とすることを原則に、中小企業への積極的助成措置を先行して講じることにより、3要素のうち「支払い能力」を削除すること。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正（全国、および愛知県）を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指數	「基礎的支出項目」指數	「頻繁に購入品目」指數	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

指標は2020年を基準とする物価指標（総務省統計局）

最低賃金（愛知県） 2021年10月 955円 2022年10月 986円 2023年10月 1027円 上昇率 7.54%

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指數は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ

率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向と言われていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小するとされており、物価の高止まり状態が続く可能性があります。現に5月24日に発表された名古屋市の消費者物価指数は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は108.1となり、前年同月比2.6%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は107.5となり、前年同月比2.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は106.9となり、前年同月比2.9%の上昇となっています。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、2024年春闘では政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、2月6日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によれば、2023年の実質賃金は前年比2.5%減、2年連続のマイナスでした。マイナス幅は1.0%減だった2022年からさらに大きくなっています。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより（および大企業の賃上げに沿する労働者数が限定されていることにより）、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。前項で述べたように賃金状況調査の対象にしている30名以下の中小零細企業の労働者を「類似の労働者」とみなすには無理が出てきています。10月に最低賃金近傍の労働者、中小企業の労働者の賃金が上がっているのであれば、対象事業所を拡大するなどして、賃金改定状況調査を12月にも行うべきです。

厚生労働省は毎年30人未満の小企業の賃金改定状況調査を行い、6月の賃金について前年同月比の上昇率第4表を示しています。連合福岡最賃対策委員長として、地方最低賃金審議委員を9年間務めた人は、最低賃金の審議ではその数値が長らく引き上げの重しになってきたと述べています。労働組合もない、最低賃金の金額に張り付いている零細企業の調査結果をもとに、いくら審議会で協議しても、格差是正となる答申にはなりえないことは明らかです。日本の最低賃金が先進国の中で国際的に大きく立ち遅れ、近年政府が介入せざるを得なくなるまでは第4表が毎年の最低賃金の改定に大きく作用してきました。この仕組みは、最低賃金法9条が定める最低賃金の決定原則（(1)労働者の生計費(2)地域の賃金(3)事業の支払い能力）にもとづくとされます。これが、使用者側が毎年、引き上げをけん制するよりどころとなっていました。しかしながら、最低賃金は、「(2)地域の賃金」を見るならば、大企業、中堅企業の賃金水準、全産業の平均的な賃金水準、そして労働組合のある企業での賃上げ率と額を参考資料として十分に参照し、さらに「(1)労働者の生計費」については、少なくとも労働者の平均的な生

計費、さらには愛労連の「最低生計費試算調査結果」を根拠として審議すべきであり、ILLOの最低賃金の原則にもとづいて、生計費を土台にすることが不可欠です。事業の支払い能力は、国の責任において削除すべきであり、そのために、社会保険料の減免や賃上げへの労働者1人ひとりを対象とする中小企業への直接の支援策を実施すべきです。そして、先進国の最低賃金水準も参考資料として審議すべきです。繰り返しますが今年も、物価高騰が止まらない中で、最低賃金の引き上げは極めて切実です。時給1500円以上への引き上げは急務です。

2 新たな最低賃金引上げ目標を早急に決めること。

(1) 地域間格差をなくすため、直ちに全国委一率制度に向けた検討を行い、愛知県でも全国でも1,500円以上の最低賃金を実現すること。数年度内に実現する道筋を明らかにすること。

岸田首相は、最低賃金について2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円に引き上げることを新たな目標にすると表明しています。この目標は、あまりにも遅すぎます。

昨年4月に取りまとめられた「中央最低賃金審議会日安制度の在り方に關する全員協議会報告」では、最低賃金の水準について議論が進まず、『あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかつたが、引き続き労使で議論することが適當であるとの結論に至つた。』としています。G7等の中で日本の最低賃金は各国の半分であり、早急に改善する必要があるというのが私たちの認識ですが、前述の日安全員協議会の議論では『あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各國と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があつた。』とあります。日安全員協議会では、日本の最低賃金額が世界的にみて大きく落ち込んでいるとの見解について意見の一致をみられなかつたように思われますが、『世界的にみて、特にG7各国と比較して日本の最低賃金額をどのように評価するのか、愛知労働局の見解を示されたい。』

国および地域	最低賃金	円換算	適用
イギリス	11.44ポンド	2,134円	21歳以上適用 他に20~18歳、18歳未満あり 2024年4月 (12.3%引上げ)
フランス	11.65ユーロ	1,866円	2024年1月 (1.1%引上げ)
ドイツ	12.41ユーロ	1,988円	2024年1月 (3.4%引上げ)
アメリカ(連邦)	7.25ドル	1,065円	2009年7月~
ワシントンD.C.	17ドル	2,497円	2024年1月 (3.0%引き上げ)
カリフォルニア州	16ドル	2,350円	2024年1月 (3.2%引上げ)
ニューヨーク市	16ドル	2,350円	2024年1月 (6.7%引上げ)
カナダ(連邦)	16.65カナダドル	1,816円	2024年1月 (7.1%引上げ)
オーストラリア	23.23オーストラリアドル	2,255円	2023年7月 (8.7%引上げ)
ニュージーランド	23.15ニュージーランドドル	2,049円	2024年4月 (2.0%引上げ)
韓国	9,860ウォン	1,089円	2024年1月 (2.5%引上げ)
日本	893円~1113円 (全国加重平均1004円)		2023年10月 (4.5%引上げ)

円換算は2024年1月末現在の為替レートによります。

もともと日安制度は、1975年に当時の労働4団体、及び4野党が全国一律最低賃金制度を求めたことに対し、政府が中央最低賃金審議会に全国一律最低賃金制度の問題を含めて「今後の最低賃金制のあり方について」諮問した結果、1978年に始まった制度です。地方からの全国一律最低賃金制度を求める声が高まる中で、全国一律最低賃金制度に向けた検討を行なべきです。能登半島地震により石川県を中心に大変な被害が出ています。最低賃金の地域格差が復興の足かせにならぬことはありません。

全国労働組合総連合の各地方組織が実施してきた「最低生計費試算調査結果」でも明らかにされていくように、地方の生活に絶対に不可欠である自動車の保有費用を考慮すれば、全国どこでも、目指すべき最低賃金の水準としての1,500円以上の最低賃金は十分根拠のある金額です。

3 最低賃金審議会の審議を低賃金労働者の意向を反映できるものにすること。

- (1) 愛知労働局は、毎年決定される時間額について、健康で文化的な最低限度の生活を営むに足る適正な額であることを、時間給で働く労働者の実態調査にもとづき最低賃金として適正である根拠を検証し裏付けられるのかどうかを具体的に資料を示すなどして回答すること。
- (2) 愛知地方最低賃金審議会の審議において、青年、女性、非正規労働者、ケア労働者、外国籍労働者など幅広い低賃金労働者層からの意見陳述を実現すること。

私たち労働行動実行委員会や愛知県労働組合総連合は、この間、愛知地方最低賃金審議会において、青年や女性やパート・臨時などの非正規労働者、さらに低待遇のケア労働者や最低賃金も下回る実態もある外国人労働者という当事者の労働者による意見陳述を実施するように求めてきました。だが、いずれも、同審議会の審議過程において愛知県労働組合総連合およびその傘下の労働組合などから意見書や異議申立書などが提出されており、それらの中で「意見が出されている」とことを主な理由として、労働者による意見陳述は避けられてきました。

全国の地方最低賃金審議会の状況を見ると、2022年の時点で、47都道府県のうち、少なくとも23の府県で意見陳述は実施されています。2023年には隣県の三重県でも実施されました。また、2017年の時点では、岩手県ではヒアリングが実施されており、茨城、島根、高知の各県ではいわゆる異議審でも意見陳述が認められています。たしかに、各団体がペーパーで提出する中身に、もちろん各団体の労働者の意見が総括的に反映されているという事情はあるでしょう。

しかし、個々の労働者が自らの労働実態や生活実態にもとづいて、現下の社会経済状況や最低賃金に対する切実な思いや意見を具体的に述べることは、愛知県の労働者の具体的な状況や要求を、愛知地方最低賃金審議会の委員の皆様が聞く絶好の機会になるはずです。現に意見陳述を実施している府県では、そのような判断にもとづいているものと思われます。愛知地方最低賃金審議会を、労働者県民に開かれた民主的な議論の場とするためにも、専門部会の全面公開と並んで、労働者による意見陳述を実施してください。

- (3) 愛知県地方最低賃金審議会の機構と運営を県民の声を聞き、開かれた審議会として、すべての審議を全面公開など、抜本的に民主化すること。とくに、専門部会の個別協議も全面公開すること。万一公開できない場合においても、議事録を公開すること。

全国一律最低賃金制度と1500円以上への大幅引上げを求める声を封じているのが審議会非公開の

実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適當との結論に至った」としています。愛知地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされましたが、引き上げ額をめぐる実質的な議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使二者が集まる場面においては、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の個別協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、2022年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、2023年よりはまだ真摯ともみえる議論がされていました。しかし、2023年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。

個別協議されたかもしれませんのが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求をおこなっても知ることはできません。議論の中身がわからず、透明性も納得感もありません。「公開審議を逆手に取った闇審議」「事実上、非公開になっているに等しい」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に聞うものです。個別協議は公開できない、あるいは議事録も残さないことについて、各審議委員のプライバシー保護にもかんがみ、具体的な引き上げ額に関する自由で公正な審議が阻害されることが無いようにするため、といった理由付けがされていると聞きます。しかし、各審議委員は、貴局において氏名や所属団体を公表し、最低賃金という社会全体の公益にかかる問題を審議する責任を負った人たちです。すなわち「公人」です。特に、最低賃金引き上げ額にかかる個別協議におけるその人たちの発言は、労働者県民にとって重大な意味を持ちます。公開して何の支障があるのでしょうか。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最貧近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず、審議会の民主化を進めている鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもないと、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないでしょうか。ぜひ、今年は最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

4 最低賃金審議会の労働者委員に低賃金労働者の代表を入れること。度重なる労働者委員の任期途中での辞任・交代について任命権者・推薦労組の責任を問う。公益委員のより適正な人選も求める。

- (1) **最低賃金審議会委員について、労働者委員については、中小零細企業労働者・低待遇のケア労働者・非正規労働者・外国籍労働者を数多く組織する関係労働組合からも推薦を受け入れるようにすること。**
- (2) **労働者委員については、任期をまとうできる委員を任命すること。**

(3) 公益委員には、生活困窮者の支援等を行っている団体の出身者、及び労働法や社会保障法を専門とする学者からも任命されたい。

貴職は、「愛知地方最低賃金審議会補欠委員の候補者の推薦に関する公示」を4月24日に行いました。昨年任命された労働者委員3名の任期途中での辞任によるものです。最低賃金法では「任期は2年」としています。途中辞任は今回だけでなく、2019年以降、9名が辞任しています。任期をまつとうできなかった委員を任命した労働局長、推薦した労働組合（連合愛知、および関係労組）の責任は重大です。今後はこのようなことが繰り返されないように、任期をまつとうできる労働者委員の任命を求めます。

また、公益委員は、単に労使の委員の調整役を務めるのではなく、低賃金労働者、生活困窮者の実態や、労働や社会保障の実態や法律・制度に即した積極的な意見や提言をなしうる人が望ましいので、そのような観点からの任命を求める。

以上

2024年6月4日

第101回総行動実行委員会

申入書

第101回 (4・17)

員会

名古屋市中区車

いづみ

電話 (052) 938-3821 内
115 1号

貴職におかれましては、コロナ禍後の困難な中、日本の繁栄と経済の発展、勤労国民の生活向上のため、ご活躍されていることに心から敬意を表します。

私たち、「みんなの要求・みんなで実現」を合い言葉に、勤労者・市民・中小業者が切実な要求持ち寄り、実行委員会方式で要求実現のため、統一した運動を展開している衆総行動実行委員会です。今年で46年目、この秋の総行動で第101回目の総行動となります。

日本は戦後平和国家として、紛争地域を含む世界各地で、平和的な支援や人道的援助を実施してきました。そして、そのことが全世界的にも評価されてきた国です。

しかし、00年に辞任した故・安倍(元)首相は解釈改憲を行い、「戦争法」を成立させ、武力行使を一部認めた自衛隊を海外に派遣し、東シナ海での日米合同訓練にも参加し、くわえてアメリカのトランプ(前)政権の要請にこたえ、兵器の爆買いを約束しました。その上、自民党大会で「憲法改正の発議」に向け、具体的な議論をリードしていく。「」と述べて憲法改悪への意欲を強く打ち出しました。そのために国民の声を抑える「共謀罪」を成立させ、戦争を遂行するための戦費調達も絡んで、消費税の増税を強行し、年金の切り下げ等々、社会保障制度の切り崩しなどを進めました。その後、安倍政権を引き継ぐとして始まつた菅(前)政権では、後期高齢者医療の窓口負担増など社会保障の改悪を進めました。また菅(前)政権は、日本学術会議会員の推薦された105人のうち6人の任命を拒否し、その理由を明らかにしませんでした。(6人全員が、「戦争法」「特定機密保護法」「普天間基地移設問題」などで政府の方針に異論を唱えていました)。

さて、故・安倍(元)首相は「アベノミクス」と称して、通貨量を3倍以上に増やし、日本経済をデフレ状態にすると同時に、大企業の株を大量に購入しました。そのおかげで大企業の内部留保の総合計は555兆円を超えるました。法人税の引き下げなどの優遇税制もあり、大企業は大儲けしましたが、中小企業や国民・労働者の所得はほとんど上がらず、消費税増税や社会保険料アップにより実質目減りをしていきます。さらにはコロナ禍で、非正規を中心に大量の失業者が生まれました。「アベノミクス」が完全に破綻していることは明らかであり、一刻も早く低所得者層の懐を温かくし、消費購買力を高めることで日本経済の向上につなげていくことが求められています。

00年10月に発足した岸田政権は、当初こそは支持率は高かつたですが、安倍(元)首相の銃撃による死亡以降、自民党と旧統一教会との関係が連日のようになり報道され、その対応に失敗したうえ、国民の6割が反対する「国葬」を強行したこと、支持率が3割を切る事態になりました。一方で経済的には、円安に歯止めがかからず、とうとう日銀が為替介入をせざるを得ない状況となりました(2022年9月22日)。さらには2022年12月16日、日本の安全保障戦略を大きく変える、「安全保障3文書」を開議決定し、「敵基地攻撃能力」を自衛隊に持たせる準備をはじめました。くわえて00年6月、マイナンバーカードを普及させる目的で、現行の健康保険証廃止を強引に進め(00年12月2日廃止を閣議決定)、同年10月には新たな消費税増税ともいえるインボイス制度をスタートさせました。「アベノミクス」の後始末をこれがらどうしていくのか、軍事費を2倍化させ中国との戦争準備をどこまで進めるのか、増税はいつからなのか、私たちの生活や経済はどうなっていくのか、政治不信を巻き起こした裏金問題はどう決着つけるのか、2024年1月1日に発生した能登半島地震の災害支援・復興対策はどうすべきなのか。国民は不安と怒りでいっぱいです。

第101回衆総行動は、東日本大震災や能登半島地震の復興支援、新型コロナを始めとした感染症対策の強化はもとより、「えん罪なくせ、名張事件再審開始」「小中学校の20人学級の実現を」「最低賃金は全国一律1500円以上」「そのまま残そう古沢公園」「浜岡原発は今すぐ廃炉」「インボイス制度は廃止せよ」「保健所を拡充し、医療従事者を守れ」「公務員を増員して!」「県立高校の統廃合はやめよ!」「政府・自治体は高物価対策をおこなえ!」「徳山ダム導水路つくるな!」「子どもたちにもう1人保育士を!」をメインストーリーに、勤労市民が働きやすい労働環境と国民共通の要求実現を求めて、来る4月17日(水)に総行動を行います。

別紙のとおり要請書を提出しますので、速やかな解決とその実現を強く求めます。本日提出の要請書に対し、文書回答を事前に提出していただき、誠実な対応と話し合いがされるよう申し入れます。

貴局(社)には 10 時 00 分ごろ訪問する予定です。

2024年 2月 日

愛知労働局長様

愛知地方最低賃金審議会会長様

2024年6月27日 愛労連最賃署名提出時の議長コメント (署名項目に即しての発言)

本日ここに最賃1500円への引き上げをはじめとする署名 (紙・オンライン)

12,388人分を提出します。紙9,019、オンライン3,369

1 愛知県最低賃金を1500円に引き上げください。

物価上昇と実質賃金の低下が続いているなかで大幅賃上げなくして生活改善はできません。大企業の正社員では一定の賃上げが進んでいますが、時間給の多くの非正規労働者には反映されません。賃金の底上げ=最低賃金の大幅引き上げが必要です。25日の中央最低賃金審議会では武見厚労相が「物価を上回る賃金の上昇の実現を」と発言しています。愛知審議会でも局長から12,000人を超える署名で1500円の要望が出ていると発言していただき、大幅引き上げの審議を行っていただくよう切望します。

2 中小企業への特別な財政的措置が必要です

最賃の引き上げを円滑に進めるために中小企業への財政的措置が必要です。昨年行った国への要望を引き続き行ってください。

3 すべての審議を公開してください。多くの時間を費やす2者協議が非公開・議事録なしで県民は理解できません。

私たちは毎年多くの仲間が審議会を傍聴していますが、労使の活発な審議を聞いたことがありません。少なくとも大幅引き上げの必要性について、労使のそれぞれの意見、労働者代表からは労働者の生活実態をふまえた意見を聴きたいのです。「非公開で議事録もなし」などという、不透明な審議はもう止めてください。

4 意見陳述の場を設けてください

昨年7月26日の非公開の第1回専門部会の議事録の開示請求をし内容を読み驚きました。部会長が「意見聴取」についての意見を委員に聞き、労働者代表委員が「予定はない」と発言し、部会長が「予定はないということですね」とまとめてしまいました。

私たちが意見陳述の実現で多くの署名も集めているのに、こんなまとめをされていたとはびっくりしました。全国では30近い審議会で意見陳述が行われています。今年は岐阜でも行われることです。愛知でもそろそろ重い腰をあげて意見陳述の場を設けてください。労働局が「意見陳述を設けるべき」との姿勢で審議会に臨んでください。

以上です。

4項目の実現に向けて、真摯な議論を切望します。

2024年6月27日

**生活改善、地域経済の好循環のために
愛知県最低賃金を1,500円とし、
中小企業支援を求める要請**

(個人署名)

累計9,019筆

1,000筆（6月27日提出分）

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F
事務局団体 愛労連

愛知県労働組合総連合・愛知春闘共闘委員会

最低賃金を 最高1,500円に!!

宛先：愛知地方最低賃金審議会 会長 殿
愛知労働局 局長 殿

発信者：愛労連（愛知県労働組合総連合）

3,369人

賛同者

2024年6月25日pm8時現在
キャンペーン開始：2023年7月23日

change.org

愛知労働局局長 様
愛知地方最低賃金審議会 会長様

【6月27日に提出した愛労連最賃署名の関連資料一覧】

- 1 生活改善、地域経済の好循環のために愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請（愛労連最賃署名の用紙） P1
- 2 全国最低生計費調査表 P3
- 3 5月18日（土）矢場町で行った最賃シールアンケートボード P6
- 4 2024年 最低賃金生活体験家計簿実施要項（愛知） P7
- 5 2024年2月：最賃生活体験者収支決算状況一覧「1人暮らしの者」 P8
- 6 最低賃金を1500円に引き上げた場合の経済効果試算（愛知県分） P10
- 7 中小企業支援提言（合体版） P16
- 8 全労連東海北陸ブロック2024年最賃キャラバン資料 P32
- 9 全国一律最賃制度へ4つのポイント P38
- 10 愛知地方最低賃金審議会労働者代表委員の補充任命について～最賃法の2年任期制を形骸化させず、県民の期待と信頼に応える任命を（6月14日愛労連事務局長談話） P40
- 11 【連合通信】3期で9人が任期中に辞任～愛労連が抗議談話～P42

2024年6月27日
愛労連（愛知県労働組合総連合）

物価高騰で暮らしは大変

最低賃金を今すぐ1500円に！

01 愛知県では約132万人が 非正規雇用労働者、 1人暮らしなら1500円は必要

愛知県では132万8千人が非正規雇用で働いています。男性は約41万人、女性は約91万人です。パート、アルバイト、派遣、臨時など正社員以外の雇用はすべて非正規です。最低賃金(最賃)の大幅引き上げは、非正規で働く人の時給に直結します。最賃アップ=嬉しい昇給です。

全労連が全国4万7千人の協力で実施した最低生計費試算調査によると、若者の1人暮らしに必要な賃金は月額で24万円以上、時間給にすると1500円以上という結果が出ています。

02 賃金が上がれば 景気の好循環が生まれる

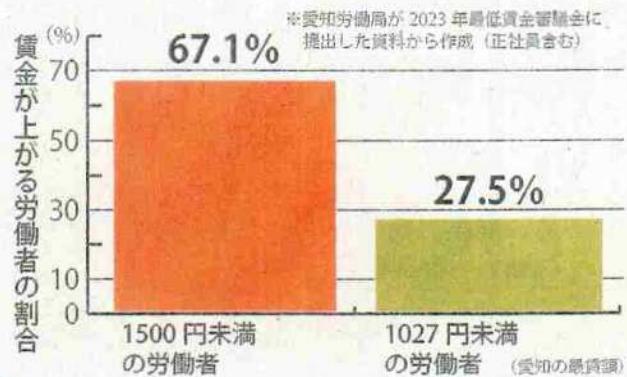
賃金が上がると→消費に回り→生産が増加し→雇用者が増え→収税が増える。労働者の賃金が上がれば景気の好循環が生まれます。

03 オーストラリアも米ワシントンも 最賃2千円を超える

欧米では物価高騰のもと最賃がどんどん上がっています。オーストラリア2161円、米ワシントン州2084円、ドイツ1732円、韓国1023円。それに比べて日本は平均1004円(愛知は1027円)。「最賃後進国」と言われています。



最賃額を1500円にすると
県内労働者の67.1%の賃上げに直結



04 欠かせない中小企業支援



中小企業を元気にするには、個人消費を拡大させ、地域で生み出された富を地域で循環させる経済が必要です。最低賃金の大幅引き上げとともに、中小企業予算を大幅に拡充し、賃上げへの助成や社会保険料の軽減、公正な取引を実現し、中小企業でも賃上げを実施できるようにする必要があります。署名では国へ中小企業支援を要望しています。

05 審議会はすべて公開で。 労働者の意見を直接聞いてください

愛知県の最低賃金は、毎年7月~8月に愛知地方最低賃金審議会で決められます。最低賃金法では「審議会で労働者・使用者の意見をきく」がありますが、一部を除き「文書意見」だけです。全国では30府県近くで直接意見を言う場が設けられています。また、審議(協議)時間のほとんどが非公開で、労使委員が具体的に何を主張しているのか「闇の中」「不透明」です。国の機関の審議会がこんなことでよいのでしょうか。



愛労連(愛知県労働組合総連合)・愛知国民春闘共闘委員会

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 電話 052-871-5433 FAX 052-871-5618

〆切6月末日

生活改善、地域経済の好循環のために、 愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請

愛知地方最低賃金審議会 会長 殿
愛知労働局 局長 殿

2024年 月 日

■ 要請主旨 ■

- 1 愛知県の最低賃金は2023年10月から1027円になりました。全労連が全国4万7千人余りを対象にした最低生計費試算調査によると、若者が自立して人間らしい生活をする上で必要な生計費は月額で24万円以上、時間額にすると1,500円以上必要という結果です。愛知県でも名古屋市や豊橋市で同様の結果が出ています。税金（所得税・住民税）・保険料（年金・健康保険・雇用保険）などを差し引き、さらに家賃を考えると必要な額です。
- 2 最低賃金の引き上げには、政府による中小企業支援策の抜本的強化が欠かせません。地域経済を支える主役の中小企業・小規模事業者に人件費の引き上げを保障する特別な財政措置を同時に実行することが必要です。あわせて単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめを正し、コストが適正に反映される仕組みの整備も必要です。フランス、韓国、アメリカなどでは最低賃金引き上げのための中小企業支援策が大規模に行われていますが、日本は極めて貧弱です。
- 3 2023年から改定額の実質的な審議を行っている専門部会が公開されました。しかし、公開されたのはほんのわずかな時間で、ほとんどが非公開の審議（協議）となりました。何が審議されたのか闇の中です。非公開審議（協議）をやめ、オープンな場での審議を求めます。
- 4 愛知県の最低賃金審議会（以下、審議会）は、全国30府県近くで実施されている意見陳述の場を設けていません。最低賃金法や施行規則では、「意見書によるほか、会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」とあります。労働者からの生活実態を審議会で直接聞いて最賃額を審議することを求めます。

2024年の最低賃金改定にあたり、下記事項について要請します。

■ 要請項目 ■

- 1 愛知県最低賃金を1,500円に引き上げること。
- 2 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に求めること。
- 3 愛知地方最低賃金審議会の「専門部会」を二者協議を含め全て公開すること。
- 4 愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で労働者の意見陳述の場を設けること。

氏 名	住 所

※この署名用紙は、審議会と労働局に提出する以外に個人情報が利用されることはありません。

取扱団体 [愛労連（愛知県労働組合総連合）・愛知国民春闘共同委員会]

總括表

作表：全勞連 最低生計費試算調查PT 2023年1月現在

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2023年1月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25m ²)に居住という条件で試算									
都道府県名		新潟県		長野県		岐阜県		静岡県	
自治体名	C	B	男性/C	女性/C	男性/B	女性/B	男性/A	女性/A	男性/A
断層ラック/性別			男性/A	女性/A	男性/B	女性/B	男性/A	女性/A	男性/A
消費支 食 費	177,018	163,113	176,737	177,656	181,697	180,960	163,083	162,213	172,231
住 居 費	39,597	41,323	44,872	37,640	40,293	34,240	38,457	31,711	38,457
水道・光熱	38,000	40,625	38,000	38,000	38,000	38,000	45,000	45,000	32,000
家具・家電用品	11,064	7,298	7,874	8,690	7,559	6,584	7,510	6,551	7,510
衣服・履物	3,765	4,342	3,058	3,109	3,883	4,124	3,480	3,800	3,799
保健医療	4,188	1,026	1,501	4,591	5,225	7,748	4,296	8,406	6,272
交通・通信	40,335	29,359	34,983	32,953	43,356	43,167	19,062	18,872	18,612
教 育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	14,970	26,393	20,390	20,680	18,408	22,034	17,745	17,764	17,521
そ の 他	18,148	25,225	18,301	26,241	19,662	23,969	21,217	26,293	21,847
非消費支出	47,287	53,399	53,422	53,422	46,662	47,562	47,562	47,562	47,562
非消費額比率	19.54%	20.96%	21.56%	21.47%	18.92%	19.00%	20.96%	20.85%	20.16%
予 備 費	17,700	18,300	17,600	17,700	18,100	18,000	16,300	17,200	17,800
賃借料 (月額)	194,718	201,413	194,337	195,356	199,987	198,960	173,383	179,513	189,431
年額(税込)	2,904,060	3,057,744	2,973,108	2,985,336	2,989,908	2,947,464	2,723,340	2,724,900	2,847,120
月150時間換算	1,613	1,699	1,652	1,659	1,644	1,637	1,513	1,514	1,639
月155時間換算	1,561	1,644	1,598	1,605	1,591	1,585	1,464	1,465	1,531
173,8時間換算	1,392	1,466	1,426	1,431	1,419	1,413	1,306	1,307	1,365
2022年10月改定基準額	890	908	910	944	986	986	1,023	960	892
前述実施時期	2015年12月	2020年7月	2023年1月	2016年12月	2019年4月	2022年1月	2016年6月	2020年7月	2016年1月
若年単身者サンプル数	74	748	38	195	217	412	634	112	167
全体サンプル数	715	3,686	1,046	1,670	999	4,745	9,501	757	2,029

最低生計費試算調査・総括表

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25m²)に居住する条件で試算

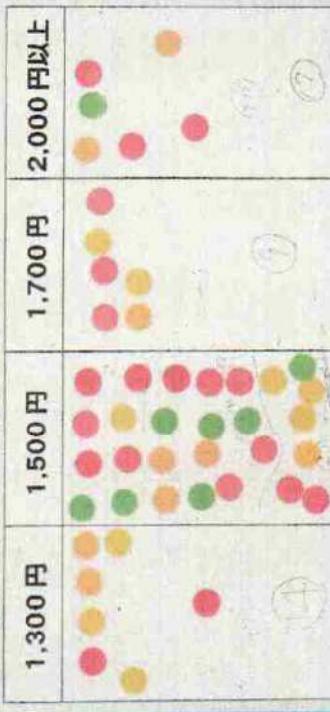
作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2023年1月現在

都道府県名		高知県		福岡県		佐賀県		長崎県		大分県		熊本県		鹿児島県		沖縄県		
自治体名	高知市	福岡市	北九州市	佐賀市	C	D/女性	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性								
収入ランク/性別					C/女性	C/男性	C/女性											
消費支出	183,668	184,283	161,660	169,945	184,363	178,127	178,887	164,737	168,907	187,077	191,848	176,843	178,056	179,439	182,095			
食 費	45,423	37,054	43,686	32,657	44,101	39,025	30,274	39,434	32,120	42,755	35,765	39,941	31,445	41,266	33,200			
住 居 費	33,000	32,000	30,000	34,500	30,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	34,000	34,000	36,458	36,458			
水道・光熱	8,710	10,360	7,722	9,184	7,743	8,150	9,694	8,109	9,645	7,580	7,877	8,101	9,636	8,764	10,424			
家具・家電用品	3,247	3,707	3,697	4,090	3,687	3,561	3,911	3,797	3,940	4,226	5,394	3,401	3,779	3,826	3,851			
衣服・履物	6,638	8,223	7,108	8,681	7,108	5,635	5,111	7,092	8,284	4,478	8,896	5,980	6,733	5,021	3,339			
保健医療	1,506	868	1,168	3,729	1,162	1,164	3,779	1,174	3,746	2,248	3,574	1,181	3,768	1,142	3,643			
交通・通信	37,467	33,923	15,613	21,188	41,686	41,856	41,856	15,649	15,649	36,302	36,142	39,469	39,469	33,794	33,794			
教 育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教養・娛樂	26,070	25,781	24,739	25,191	24,739	25,964	25,976	23,327	24,930	26,635	26,635	21,257	22,302	25,620	25,177			
そ の 他	21,627	31,367	25,927	33,225	24,127	18,252	23,786	27,155	31,593	23,873	28,545	23,813	26,924	23,548	32,209			
非消費支出	47,711	47,711	49,776	49,776	46,045	46,045	46,045	43,655	43,655	53,037	53,037	43,115	43,115	48,977	48,977			
非消費額比率	19.11%	19.05%	21.68%	21.04%	19.71%	19.03%	18.97%	19.42%	19.03%	20.48%	20.08%	18.15%	18.04%	19.88%	19.65%			
予 備 費	18,300	18,400	16,100	16,900	18,400	17,800	17,800	16,400	16,800	18,700	19,200	17,800	17,800	17,900	18,200			
賃居生活費 (月)	201,988	202,683	177,760	166,845	202,763	195,927	196,687	181,137	185,707	205,777	211,048	194,443	195,856	197,339	200,285			
年額(税込)	2,986,388	3,004,728	2,730,432	2,839,462	3,030,468	2,903,664	2,912,784	2,897,504	2,752,344	3,105,768	3,169,020	2,867,652	2,867,652	2,955,792	2,955,792	2,891,264		
月150時間換算	1,665	1,669	1,517	1,577	1,684	1,613	1,618	1,499	1,529	1,725	1,761	1,584	1,593	1,642	1,662			
月156時間換算	1,611	1,615	1,468	1,527	1,629	1,561	1,566	1,450	1,480	1,670	1,704	1,533	1,542	1,589	1,608			
173.8時間換算	1,437	1,441	1,309	1,361	1,453	1,392	1,397	1,293	1,320	1,489	1,519	1,367	1,375	1,417	1,434			
2022年10月改定賃料	653	900	853	853	853	853	853	853	853	854	853	853	853	853	853			
調査実施時期	2022年6月	2018年4月			2019年12月			2019年4月		2021年6月		2019年4月		2020年4月		2020年7月		
新規申請者サンプル数	94	267			111			141		109		158		84				
全体サンプル数	969	3,000			805			1,478		1,483		1,621		962				

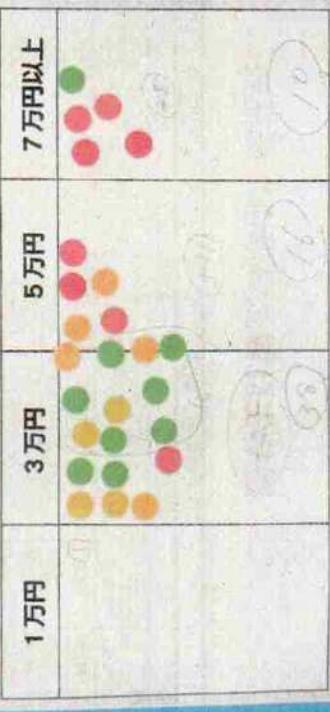
5月18日(土) 矢場町で行った最賃シールアンケートボード

賃上げですか？ 賃必要ですか？

時間給の方
最低賃金をいくらに引き上げるべき？

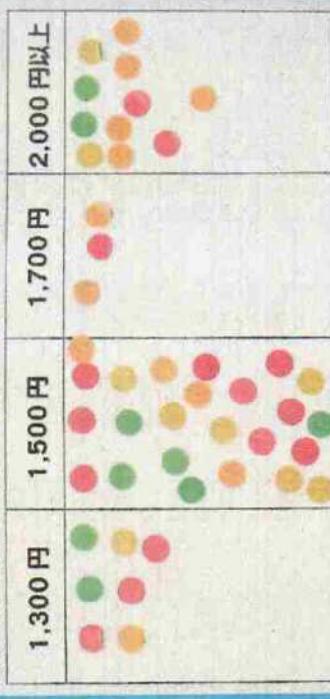


月給の方
基本給のベースアップいくら必要？

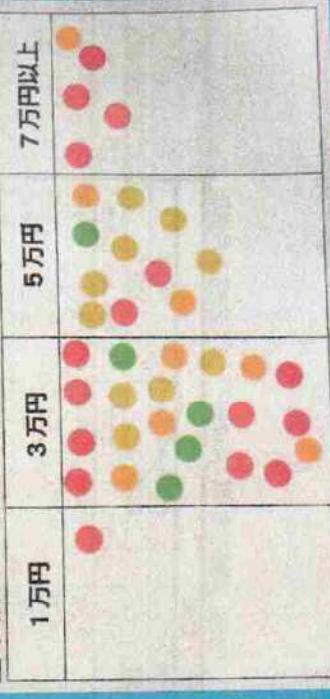


賃上げですか？ 賃必要ですか？

時間給の方
最低賃金をいくらに引き上げるべき？



月給の方
基本給のベースアップいくら必要？



みんなの労働組合 A.I. 勧め運

みんなの労働組合 A.I. 勧め運

2024最賃生活体験家計簿調査実施要綱

1、目的 ①と②どちらかの体験をします。(家賃分として、48,000円を統一し計上します。)

①普通の生活をして、1カ月にどれだけ生活費がかかるか確認します。②下記にある愛知の最賃額「1,027円」以内の生活に挑戦します。どちらも、「1,500円の必要性」を実感します。愛労連では、集計した結果を24年7月に愛知地方最低賃金審議会に提出して、改定審議の資料に活用するよう申し入れます。

2、実施時期 2024年2月1日～2月29日

3、注意事項

- ① 一般ローン(自動車、電気製品、耐久消費財)などは支出に加えないが、日記に記録しておく。
- ② 主食の「米」は購入したら記入し、買い置きを使う場合は茶碗1杯40円とします。シャンプーや練り歯磨きは購入したら記入しますが、買い置きを使っても記入しなくてかまいません。買い置き、日々使用で極めて少額なものは記入しません。
- ③ 住宅ローンは記述せず、家賃は48,000円(愛知県名古屋市の生活保護・住宅扶助特別基準額)とし、この額には光熱水費を含むものとする。
- ④ 通勤費ならびに出張旅費は加えないが、日記には記録しておく。
- ⑤ 通勤・出張以外の交通費は支出に加える。
- ⑥ 買い置き(米などの食糧、理容衛生品、医療品等)の費用は、概算で金額に換算する。
- ⑦ 生命保険など保険料の一括は月割とする。
- ⑧ 激励でおごってもらった場合は、金額に加えないが、日記に記録しておく。
- ⑨ 冠婚葬祭費用は、支出に加える。
- ⑩ 単身者対象のため、教育費は負担なしとする。
- ⑪ 記入をため込まずに、毎日記入することが成功の秘訣です。

[最賃生活の場合の参考]

(1) 2023年10月1日発効の愛知県最低賃金

時間額 1,027円(41円引き上げ)

(2) 1か月の賃金の算出条件

- ① 1日8時間労働として=8,216円
- ② 日額8216円×就業日数22日=180,752円
- ③ 税金・保険料等の算出

厚生年金保険料(A) 16,470円

健康保険料※介護保険料は除く(B) 9,009円

雇用保険料(C) 1,084円

所得税(D) 2,714円

住民税(E) 5,783円

$$(A) + (B) + (C) + (D) + (E) = 35,060\text{円}$$

④ 1か月に使える金額 145,692円(22年=136,096円)

2024年度最賃生活体験者収支決算状況 (愛知 : 1027円)

2024/6/19

国 の 標 準 生 計 費 (2023年4月)	33,220	46,640	5,760	24,830	10,460	35,060	155,970	180,752	24,782	食料費…食料／住居関係費…住居、光熱・水道、家電・家具、家事用品／被服・履物費…被服及び履物／雑費 I・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽／雜費 II…その他の消費支出(諸雜費、こづかい、交際費、仕送り金)
県(名古屋市)の標準生計費 (2023年4月)	36,350	51,270	5,180	21,780	7,500	35,060	143,140	180,752	37,612	※税金・保険料については最賃額での収入を基にした計算値。
愛知県(名古屋市)在住若年層男性の最低生活費 (2015年) ○	38,457	58,990	8,426	47,143	29,367	35,060	217,443	180,752	-36,691	

番号	性 別	食 費	住居費 (固定)	被服・ 履物費	雑 費 I	雑 費 II	税 金 保険料	支 出 合 計	最 賃 額	収支決算 コメント
1	女	71,954	48,000	1,590	101,102	13,263	35,060	270,969	180,752	-90,217 ●1人暮らし。初挑戦。食費にたくさんのお金を使っていた。
2	女	57,990	48,000	11,330	78,925	37,080	35,060	268,385	180,752	-87,633 ●1人暮らし。2月は飲みに行く機会が多かった。買い物は我慢。日々の生活をリフレッシュを考えると貯金が上がってほしい。
3	女	44,817	48,000	8,320	49,049	68,210	35,060	253,456	180,752	-72,704 ●1人暮らし。これまでの月と比べ、飲み金や遊びの回数が少ないと感じたことに驚いた。貯金はできない。
4	女	30,519	48,000	0	22,370	10,000	35,060	110,889	180,752	34,803 ●1人暮らし。今月は家賃に燃るところが多く、たまたま出費が少なかっただけ、今回の結果はあてにならない。
5	女	42,270	48,000	73,500	26,720	0	35,060	225,550	180,752	-44,798 ●1人暮らし。生活費にどれくらいお金を使っているか見直すきっかけになった。最賃生活のきしさや1,500円の必要性を感じた。
6	女	38,597	48,000	6,400	73,734	14,400	35,060	216,191	180,752	-35,439 ●1人暮らし。奨学金、家賃、通費など多くの支払いあり。旅行へ行つても最賃のことを考えてしまう。服を買うのも諦めた。
7	女	18,752	48,000	5,335	34,509	11,178	35,060	152,834	180,752	27,918 ●1人暮らし。夕食を食べないことが多い。給食がないと厳しい。お金のせいで食生活はストレス多い。仕事が辛くて給料も安い。何のために一生懸命働いているのか、最賃だと貯金もできない。人として断われない気がする。
8	女	34,930	48,000	11,197	47,200	40,254	35,060	216,641	180,752	-35,899 ●1人暮らし。かなり気を遣いながらの生活をしたが、シャツや下着の新調あり。奨学金を毎月25000円返済あり。
9	女	23,162	48,000	6,490	45,592	129,135	35,060	287,439	180,752	-106,687 ●1人暮らし:食料費は2週間分買いため。2月はレンタインで出費多し。美容と趣味を抑えが必要あり。本来の家賃と光熱費を加えると出費がこれ以上になる。
10	女	31,876	48,000	0	78,933	27,401	35,060	221,270	180,752	-40,518 ●1人暮らし:どの項目に迷っているのかよくわかった。
11	女	32,984	48,000	5,658	73,334	57,000	35,060	252,036	180,752	-71,284 ●1人暮らし:最賃では生活できない。貯金を切り崩したいといけない。
12	女	40,580	48,000	0	31,664	11,000	35,060	166,304	180,752	14,448 ●1人暮らし:車の維持費にお金がかかる。
13	女	48,032	48,000	12,040	42,481	50,042	35,060	235,655	180,752	-54,903 ●1人暮らし:無駄遣いはやめようという意識が強くなつた。最賃内で生活は不可能。
14	男	61,140	48,000	20,000	9,140	21,000	35,060	194,340	180,752	-13,568 ●1人暮らし:普段より支出を意識して生活した。2月は旅行をしたが、旅行をしなくともマイナスになる。
15	男	44,738	48,000	9,800	78,171	27,200	35,060	242,969	180,752	-62,217 ●1人暮らし:生活費よりもお金を使っているよりも自分が思っていることとした。
16	女	31,995	48,000	10,250	46,271	12,670	35,060	184,246	180,752	-3,494 ●1人暮らし:自分が思っているよりもお金を使っていることとした。

2024年度最賃生活体験者収支決算状況 (愛知：1027円)

2024/6/19

国(標準生計費 (2023年4月))		33,220	46,640	5,760	24,830	10,460	35,060	155,970	180,752	24,782
県(名古屋市)の標準生計費 (2023年4月)		36,350	37,270	5,180	21,780	7,500	35,060	143,140	180,752	37,612
愛知県(名古屋市在住若年層男性) (2015年)		38,457	58,990	8,426	47,143	29,367	35,060	217,443	180,752	-36,691
番号	性別	食費	住居費 (固定)	被服・ 履物費	雜費Ⅰ	雜費Ⅱ	税金	保険料	支出合計	最賃額 収支決算
17	男	50,250	48,000	44,000	24,070	23,100	35,060	224,480	180,752	-43,728
18	男	74,633	48,000	0	1,500	184,180	35,060	343,373	180,752	-162,621
19	男	38,194	48,000	4,980	32,938	24,253	35,060	183,425	180,752	-2,673
20	男	37,340	48,000	9,200	34,430	17,150	35,060	181,180	180,752	-428
21	女	37,322	48,000	5,470	41,118	660	35,060	167,630	180,752	-13,122
22	女	47,695	48,000	5,520	99,213	39,867	35,060	275,355	180,752	-94,603
23	女	35,396	48,000	1,199	13,398	1,389	35,060	134,442	180,752	46,310
24	男	38,809	48,000	1,188	53,781	30,123	35,060	206,961	180,752	-26,209

コメント

食料費…食料／住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品／被服・履物費…被服及び履物／雜費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養・娯楽／雜費Ⅱ…その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

※税金・保険料については最賃額での収入を基にした試算値。

●1人暮らし: 食費が思った以上にかかる。削れない費用がほとんどないため今の最賃では生活が厳しい。

●1人暮らし: とにかくお金が足りない。最賃では絶対生活できない。

●1人暮らし: どこに支出が多いかわかった。今後の生活に活かしたい。

●1人暮らし: 节約しても無理でした。物価高についていけない。

●1人暮らし: 支出をみると貯金も難しいし最低賃金だと生活がギリギリ。仕事にやりがいを感じるが、給料面で仕事を変えようか考えるきっかけになった。

●1人暮らし: 家で食事を作る時間がなく、外食が中心。いまの給料でカツカツの暮らし。最賃では絶対足りない。

●1人暮らし: 最賃は時給よりも高いけれど、時間数が休憩分短いから月収はそんなに変わらない。だから、生活実態は悲しくなる。当たり前の生活をしていくので、普通の生活をしていないのがどうと実感してしまう。

●1人暮らし: ヘルメットを中古で購入。

最低賃金を1500円に引き上げた場合の経済効果試算（労働総研、2023年、主に愛知県分）

2023年2月7日、労働運動総合研究所（労働総研）は、「最低賃金が全国一律1500円になら生活はどう変化し、経済はどう変わるか」と題する報告を発表した（全文は、http://www.yuiyuidori.net/soken/osirase/2023/data/230207_01.pdfを参照）。この報告で、厚生労働省「令和3年(2021年)賃金構造基本統計調査」（特別集計）と、各都道府県の産業連関表および総務省「平成27年(2015年)産業連関表」を利用して、全国一律最低賃金の時給1500円への引き上げが、地域経済にどのような効果をもたらすかが、47都道府県別に分析されている。ここでは、愛知県地域への経済効果と、それに関連する4つの表を掲載する。

1. 愛知県地域への経済効果

- ①時給1500円未満の愛知県内労働者数：約157万人
- ②上記労働者の時給を1500円に引き上げた場合の総賃金増加額：約1兆233億円
- ③家計消費支出の増加額（総賃金増加額のうち、税や社会保険料などを除いて消費に回る額）：約7818億円
- ④生産誘発額：約1兆1359億円
- ⑤付加価値誘発額（生産活動によって新たに生み出された価値で、雇用者所得や営業余剰など）：約6682億円
- ⑥雇用者数の増加：約67100人
- ⑦税収増：約1296億円=国795億円、愛知県501億円

2. 上記の関連表

第5表（最低賃金を時給1500円に引き上げた場合の都道府県別賃金増加額）、第6表（最低賃金を時給1500円に引き上げた場合の都道府県別経済効果）、付表3（都道府県別・業種別生産および粗付加価値誘発額）、付表4（都道府県別・業種別雇用誘発数）

なお、結果のデータを利用するにあたっては、つぎの2点に注意されたい（労働総研の報告書より要約）。

第1は、「賃金構造基本統計調査」は、従業者1～4人の零細企業と5～9人の小企業の約1/2、および官公庁を調査していないので、それを補完する必要があり、別途

推計して第5表の全国計に加算した（第5表の「全国」は「賃金構造基本統計調査」の集計値、「全国（全数推計）」は加算した値であり、調査分の1.2502倍になっている）。

第2は、第6表と「付表」の関係である。今回の分析に使用した方法は、地域産業連関分析で最もよく使われる方法であるが、最低賃金の分析には、必ずしも適していない。それは、この計算式には、「その地域内の民間消費需要に基づき、その地域内の原燃料やサービスを使って行った生産活動」という前提が置かれているからである。公共事業やイベントの分析ならそれでよいが、最低賃金の場合は、全国一斉に実施されるので、他地域からの需要である「移入」も同様に拡大し、域内企業はそれに基づいて生産活動を行うことになる。したがって、この計算式では、地域経済に対する影響が、実際より小さく評価されてしまうのである（移入が全需給の50%以上を占める地域もある）。移入需要を含めた分析を行う方法がないわけではないが、必要な情報が得られない都道府県が多数あり、仮に情報が得られたとしても計算に多くの時間がかかり、さらに47都道府県を合計しても全国ベースの分析と一致する保証はない。一方、今回の分析は、47都道府県を同一の方法で分析しているので、相互比較が可能というメリットがある。そこで、第6表の各都道府県の値（産業合計値）は、47都道府県の合計が全国産業連関表で分析した結果とほぼ一致するように修正し、「付表」の「都道府県別生産誘発額」は修正しないままとした。したがって、全国一律最低賃金の引き上げによる経済効果を都道府県単位で見るとときには第5表および第6表を、各地域でどの産業の生産や雇用が増えるかは、「付表」を見ていただきたい。

第5表 最低賃金を時給1500円に引き上げた場合の都道府県別賃金増加額

都道府県	時給1500円未満の人数			年間総賃金増加額			1人平均月間賃金増加額 ⁽¹⁾		
	合計	一般労働者	短時間労働者	合計	一般労働者	短時間労働者	平均	一般労働者	短時間労働者
	(千人)	(千人)	(千人)	(億円)	(億円)	(億円)	(万円)	(万円)	(万円)
北海道	951	558	392	6,056	4,186	1,870	4.61	5.14	3.85
青森	232	158	74	1,774	1,377	397	5.45	5.98	4.33
岩手	225	162	63	1,697	1,359	338	5.35	5.75	4.33
宮城	464	285	179	3,004	2,129	874	4.67	5.13	3.95
秋田	184	131	54	1,413	1,123	290	5.45	5.90	4.35
山形	199	141	58	1,478	1,170	308	5.27	5.68	4.29
福島	356	240	116	2,463	1,873	589	4.95	5.35	4.12
茨城	493	274	219	2,860	1,872	987	4.22	4.68	3.65
栃木	361	201	160	2,189	1,450	738	4.41	4.96	3.72
群馬	376	219	157	2,334	1,580	754	4.50	4.93	3.90
埼玉	1,058	496	562	5,584	3,207	2,378	3.89	4.43	3.42
千葉	848	396	452	4,263	2,460	1,803	3.71	4.26	3.22
東京	2,650	1,386	1,264	11,474	7,287	4,187	3.16	3.61	2.68
神奈川	1,286	524	762	5,503	2,767	2,736	3.20	3.62	2.90
新潟	428	272	156	2,753	1,961	792	4.64	4.95	4.09
富山	210	125	85	1,278	896	382	4.41	4.93	3.64
石川	249	142	107	1,522	1,001	521	4.44	4.82	3.93
福井	147	91	56	948	682	266	4.65	5.13	3.87
山梨	140	80	60	863	572	291	4.48	4.90	3.93
長野	367	202	165	2,223	1,446	776	4.41	4.90	3.80
岐阜	370	187	183	2,166	1,299	867	4.30	4.75	3.83
静岡	746	418	328	4,382	2,904	1,478	4.27	4.77	3.64
愛知	1,573	791	782	8,185	5,017	3,168	3.82	4.35	3.27
三重	305	158	147	1,752	1,103	650	4.20	4.79	3.57
滋賀	243	136	108	1,365	872	493	4.09	4.40	3.70
京都	392	190	202	2,077	1,220	856	3.90	4.40	3.43
大阪	1,807	870	937	8,744	5,128	3,616	3.56	4.04	3.12
兵庫	855	403	451	4,631	2,681	1,950	3.99	4.56	3.49
奈良	187	89	98	1,124	659	465	4.43	5.09	3.83
和歌山	149	79	70	972	626	346	4.76	5.44	3.99
鳥取	110	75	35	783	607	176	5.09	5.57	4.07
島根	120	80	40	831	626	205	4.96	5.35	4.17
岡山	361	242	119	2,318	1,740	578	4.60	4.94	3.91
広島	555	311	243	3,241	2,135	1,106	4.25	4.70	3.68
山口	228	129	99	1,420	934	486	4.54	4.97	3.98
徳島	113	72	41	779	573	206	4.93	5.45	4.02
香川	175	107	67	1,086	776	310	4.48	4.95	3.73
愛媛	246	149	96	1,693	1,178	515	4.98	5.41	4.32
高知	113	71	41	776	557	219	4.96	5.36	4.27
福岡	970	575	394	6,166	4,233	1,933	4.60	5.05	3.96
佐賀	169	104	65	1,193	857	336	5.08	5.63	4.20
長崎	240	143	97	1,696	1,186	510	5.12	5.70	4.26
熊本	315	202	112	2,191	1,605	586	5.00	5.44	4.21
大分	218	140	78	1,499	1,092	407	4.95	5.35	4.22
宮崎	219	149	70	1,662	1,288	374	5.42	5.94	4.32
鹿児島	314	191	123	2,249	1,573	676	5.18	5.65	4.46
沖縄	266	168	98	1,869	1,364	506	5.05	5.58	4.15
全国	22,579	12,312	10,267	128,528	84,231	44,296	4.14	4.69	3.49
全国(全数推計)	28,229			160,685					

(注1) 「1人平均月間賃金増加額」は、「毎月決まって支給される賃金」であり、ボーナスを含まない。ボーナスは、一般2,585ヶ月分、短時間0.372ヶ月分。平均は、一般労働者と短時間労働者の人数による加重平均値。

(注2) 全国(全数推計)は「賃金構造基本統計調査」(特別集計)に含まれない9人未満の事業所及び公的部門を補充したものである。なお、元の数値の1.2502倍になっている。

資料 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(特別集計)、「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」、経済産業省「工業統計」。

第6表 最低賃金を時給1500円に引き上げた場合の都道府県別経済効果

都道府県	総賃金増加額 (億円)	家計消費増加額 (億円)	生産増加額 (億円)	粗付加価値増加額 (億円)	雇用量の増加 (百人)	税収増			2022年度 最低賃金額 円
						合計 (億円)	国税 (億円)	地方税 (億円)	
北海道	7,571	5,784	8,404	4,944	519	959	588	371	920
青森	2,218	1,694	2,461	1,448	119	281	172	109	853
岩手	2,122	1,621	2,355	1,386	113	269	165	104	854
宮城	3,755	2,869	4,168	2,452	238	476	292	184	883
秋田	1,766	1,350	1,961	1,153	125	224	137	87	853
山形	1,848	1,412	2,051	1,207	120	234	144	91	854
福島	3,079	2,352	3,417	2,010	207	390	239	151	858
茨城	3,575	2,731	3,963	2,335	232	453	278	175	911
栃木	2,736	2,090	3,037	1,787	191	347	213	134	913
群馬	2,918	2,229	3,239	1,905	199	370	227	143	895
埼玉	6,981	5,334	7,749	4,559	442	884	542	342	987
千葉	5,329	4,072	5,916	3,480	346	675	414	261	984
東京	14,345	10,960	15,923	9,367	967	1,817	1,115	703	1,072
神奈川	6,880	5,256	7,637	4,492	425	872	535	337	1,071
新潟	3,442	2,629	3,820	2,247	223	436	267	169	890
富山	1,598	1,221	1,774	1,043	109	202	124	78	908
石川	1,903	1,454	2,112	1,243	130	241	148	93	891
福井	1,185	905	1,315	774	84	150	92	58	888
山梨	1,080	825	1,198	705	68	137	81	53	898
長野	2,779	2,123	3,084	1,815	186	352	216	136	908
岐阜	2,707	2,069	3,005	1,768	188	343	210	133	910
静岡	5,479	4,186	6,082	3,578	361	694	436	268	944
愛知	10,233	7,818	11,359	6,682	671	1,296	795	501	986
三重	2,191	1,674	2,432	1,430	140	278	170	107	933
滋賀	1,706	1,304	1,894	1,114	113	216	133	84	927
京都	2,596	1,984	2,882	1,696	164	329	202	127	968
大阪	10,931	8,351	12,134	7,138	783	1,385	849	535	1,023
兵庫	5,790	4,424	6,427	3,781	380	734	450	284	960
奈良	1,405	1,074	1,560	918	87	178	109	69	896
和歌山	1,215	929	1,349	794	79	154	94	60	889
鳥取	979	748	1,087	639	67	124	76	48	854
島根	1,039	794	1,154	679	65	132	81	51	857
岡山	2,898	2,214	3,216	1,892	195	367	225	142	892
広島	4,052	3,096	4,498	2,646	260	513	315	198	930
山口	1,775	1,356	1,970	1,159	121	225	138	87	888
徳島	973	744	1,081	636	64	123	76	48	855
香川	1,358	1,037	1,507	887	89	172	106	67	878
愛媛	2,117	1,617	2,350	1,382	137	268	164	104	853
高知	970	741	1,076	633	68	123	75	47	853
福岡	7,709	5,889	8,557	5,034	474	977	599	378	900
佐賀	1,492	1,140	1,656	974	101	189	116	73	853
長崎	2,120	1,620	2,354	1,385	143	269	165	104	853
熊本	2,739	2,092	3,040	1,788	186	347	213	134	853
大分	1,874	1,432	2,080	1,224	119	237	146	92	854
宮崎	2,078	1,587	2,306	1,357	153	263	161	102	853
鹿児島	2,812	2,148	3,121	1,836	190	356	218	138	853
沖縄	2,337	1,786	2,594	1,526	157	296	182	114	853
全国	160,685	122,764	178,363	104,927	10,662	20,356	12,486	7,870	961

(注1) 時給1500円は年間295.6万円に相当するが、それに対応する各県の平均消費性向が入手できないので、総務省「家計調査報告」の勤労者世帯十分位階級別平均消費性向の第1分位81.6%(年収252万円未満)と第2分位71.2%(年収252~343万円)の中間にあらざる76.4%を全都道府県に適用した。

(注2) 「粗付加価値増加額」は、生産(販売)額から、購入した原材料、燃料、サービス等を差し引いたものであり、国内(県内)総生産とGDPにほぼ相当する。

(注3) 「雇用増加量」は、生産の増加に伴って新たに必要となる労働力を人數に換算したものであり、残業等によってカバーされれば、雇用者数としては増えない。

資料 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「就業構造基本調査」、「労働力調査」および「全国産業連携表」等から作成。

愛知県

部門名	生産誘発		粗付加価値誘発	
	係数	誘発額	係数	誘発額
1 農業	0.00691	43.2	0.00335	21.0
2 林業	0.00011	0.7	0.00007	0.5
3 漁業	0.00078	4.9	0.00033	2.1
6 鉱業	0.00018	1.1	0.00007	0.5
11 飲食料品	0.03206	200.5	0.01156	72.3
15 繊維製品	0.00240	15.0	0.00082	5.1
16 パルプ・紙・木製品	0.00284	17.8	0.00090	5.6
20 化学製品	0.00258	16.1	0.00067	4.2
21 石油・石炭製品	0.01273	79.6	0.00277	17.3
22 プラスチック製品	0.00270	16.9	0.00080	5.0
23 ゴム製品	0.00086	5.4	0.00032	2.0
24 陶磁器	0.00023	1.5	0.00011	0.7
25 その他の窯業・土石製品	0.00061	3.8	0.00028	1.7
26 鉄鋼	0.00190	11.9	0.00038	2.4
27 非鉄金属	0.00047	2.9	0.00009	0.5
28 金属製品	0.00184	11.5	0.00066	4.1
29 はん用機械	0.00016	1.0	0.00006	0.4
30 生産用機械	0.00031	2.0	0.00013	0.8
31 業務用機械	0.00045	2.8	0.00013	0.8
32 電子部品	0.00090	5.6	0.00023	1.5
33 電気機械	0.00315	19.7	0.00095	5.9
34 情報・通信機器	0.00180	11.3	0.00050	3.1
35 自動車	0.02272	142.0	0.00419	26.2
36 航空機	0.00009	0.6	0.00004	0.2
37 その他の輸送機械	0.00040	2.5	0.00011	0.7
39 その他の製造工業製品	0.00923	57.7	0.00387	24.2
41 建設	0.01703	106.5	0.00764	47.7
46 電力・ガス・熱供給	0.03705	231.6	0.00680	42.5
47 水道	0.01049	65.6	0.00482	30.1
48 廃棄物処理	0.00356	22.3	0.00255	16.0
51 商業	0.12309	769.7	0.08466	529.4
53 金融・保険	0.06255	391.1	0.04112	257.1
55 不動産	0.23155	1,447.9	0.18767	1,173.5
57 運輸・郵便	0.06227	389.4	0.03309	206.9
59 情報通信	0.05504	344.2	0.02959	185.0
61 公務	0.00537	33.5	0.00371	23.2
63 教育・研究	0.03201	200.2	0.02357	147.4
64 医療・福祉	0.04579	286.3	0.02733	170.9
66 対事業所サービス	0.06054	378.5	0.03688	230.6
67 対個人サービス	0.12858	804.0	0.07035	439.9
68 事務用品	0.00147	9.2	0.00000	0.0
69 分類不明	0.00454	28.4	0.00181	11.3
合 計	1.00089	6,258.6	0.60181	3,763.1

民間消費支出額(億円)→

6,253

愛知県

	部門名	生産誘発額 億円	人/百万円	人
		雇用係数		雇用誘発
1	農業	43.2	0.03653	158
2	林業	0.7	0.05420	4
3	漁業	4.9	0.00578	3
6	鉱業	1.1	0.0392	4
11	飲食料品	200.5	0.0367	736
15	繊維製品	15.0	0.0794	119
16	パルプ・紙・木製品	17.8	0.0354	63
20	化学製品	16.1	0.0135	22
21	石油・石炭製品	79.6	0.0013	10
22	プラスチック製品	16.9	0.0474	80
23	ゴム製品	5.4	0.0436	24
24	陶磁器	1.5	0.0578	8
25	その他の窯業・土石製品	3.8	0.0450	17
26	鉄鋼	11.9	0.0089	11
27	非鉄金属	2.9	0.0154	4
28	金属製品	11.5	0.0602	69
29	はん用機械	1.0	0.0364	4
30	生産用機械	2.0	0.0402	8
31	業務用機械	2.8	0.0342	10
32	電子部品	5.6	0.0338	19
33	電気機械	19.7	0.0319	63
34	情報・通信機器	11.3	0.0283	32
35	自動車	142.0	0.0173	246
36	航空機	0.6	0.0289	2
37	その他の輸送機械	2.5	0.0289	7
39	その他の製造工業製品	57.7	0.0574	331
41	建設	106.5	0.0594	632
46	電力・ガス・熱供給	231.6	0.0092	213
47	水道	65.6	0.0216	142
48	廃棄物処理	22.3	0.0901	201
51	商業	769.7	0.0978	7528
53	金融・保険	391.1	0.0477	1866
55	不動産	1,447.9	0.0174	2519
57	運輸・郵便	389.4	0.0501	1951
59	情報通信	344.2	0.0312	1072
61	公務	33.5	0.0510	171
63	教育・研究	200.2	0.0788	1577
64	医療・福祉	286.3	0.1063	3044
65	その他の非営利団体サービス	72.2	0.0980	707
66	対事業所サービス	378.5	0.0811	3070
67	対個人サービス	804.0	0.1272	10227
68	事務用品	9.2	0.0000	0
69	分類不明	28.4	0.0021	6
	合 計	6,258.6		36,980.0

全国一律最低賃金で地域活性化

～中小企業支援の提言～

2022年1月 全国労働組合総連合

はじめに

全労連は、全国一律最低賃金の実現を求め、政府に法改正を求めていきます。しかしその実現には、中小企業庁などによる現在のような支援策では不十分です。2020年に中間報告をとりまとめてから以降、経営者団体のみなさんなどとの懇談を重ね、最低賃金の引き上げを進めるために必要な中小企業に対して行うべき政策について提言としてとりまとめるに至りました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

1

直接支援

2

公正取引

3

地域循環

提言の第一 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

① 助成金の支給

全労連は、最低賃金を全国一律で1,500円に引き上げることを求めていきます。現在、沖縄県と高知県では最低賃金が820円、一番高い東京でも1,041円です。最低賃金の引き上げで個々の事業に悪影響を及ぼしません。少なくとも、最低賃金引上げの確定に伴い、当座の資金として時間単価300円×150時間×12月=54万円を助成します（必要予算額2兆7千億円）。

② 社会保険料の減免

企業経営が赤字であっても毎月納入しなければならないのが、社会保険料です。賃金引き上げに伴い、さらに企業の負担も増えます。中小企業については、厚生年金保険料、健康保険料の事業主負担額の3割を国が負担することとします（必要予算額4兆円弱）

③ 財源

中小企業支援に必要な財源は、防衛費（5兆円）の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなうこととします。

提言の第二 公正取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようになりますことが必要です。

① 適正取引の実現

最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を推進することが必要です。親企業による不当なしわ寄せを許さない公正で適正な取引の実現を求めます。

② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とならないよう適用除外する法改正を求めます。

③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

下請企業が申告するハードルは高いといえます。相談がしやすい窓口と迅速な処理が行われるよう公正取引委員会の体制拡充を求めます。また、プラットフォームなどを規制対象とする法改正を求めます。

提言の第三 地域循環

経済活動において、東京や国外にほとんどの利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させとりくみが必要です。

① 社会保障分野の中小企業支援

社会保障分野、とりわけ介護分野は中小企業が大半です。賃金引き上げを図るため、公的価格の引き上げなどを求めます。

② 有効需要の創出

地域経済を循環させるため、インフラ整備などで国・自治体による計画的な発注を求めます。

③ 関係法の改正

小規模企業振興法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律などの改正を求めます。また、公契約法の制定を求めます。

④ 地域金融機関の強化

地域に密着した金融機関は、融資だけでなく経営支援を様々な形で機動的に行うことが可能です。地域密着の金融機関を強化することが必要です。

全 国 労 働 組 合 総 連 合

〒113-8634 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階

TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620



最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を

全国一律最賃で経済の好循環を求める提言（最終報告）

2022年01月

全国労働組合総連合

全労連は、2014年4月に「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を」と題する提言を行った。15国民春闘では、最低賃金・公契約・公務賃金改善など「社会的な賃金闘争」を大きく位置づけ、新たに「全国一律最賃制の実現を求める法改正署名」を開始した。15年秋からは法改正署名のとりくみを通年化するとともに、「地域活性化大運動」を提起し、賃金の底上げと中小企業支援の抜本的な強化を重点に、地域の労働組合や経済団体、商店街をはじめ諸団体との対話・懇談運動などを推進してきた。

2016年7月に開催した第28回大会では、「全国最賃アクションプラン」を策定し、全国一律最賃制の創設に向けた集中的なとりくみを展開した。2018年には、Dランクの28県で目安を上回る改定がなされ、地域間格差の拡大に対する地方の反乱が起こった。さらに2019年の最低賃金改定では、目安改定においてランク別の目安額でC、Dランクと同じ額としたほか、各県の審議会で目安を上回る改訂が行われ、これ以上の地域間格差を拡大させないという明確なメッセージが出されるに至った。

国会においても、大部分の政党が2019年の参議院議員選挙で最低賃金の引き上げ・全国一律に言及し、2021年の総選挙では、野党四党が最賃1500円をかかげるなど「最賃アクションプラン」をとりくんできた全労連の粘り強いとりくみの成果が現れている。

しかし、大きく広がった地域間格差は正には、多くの壁が立ちはだかっている。とりわけ、低い水準の県において、急激な引上げが中小零細企業の経営を圧迫しているとの声が高まっており、全労連と経営者団体との懇談においても、中小企業支援策が欠かせない課題となっている。

日本経済の鍵を握る中小企業を活性化させるには、個人消費を拡大させなければならない。そのためには、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要だと考える。

したがって、具体的な中小企業支援策について春闘で経営団体との懇談を呼びかけた。地方組織や単産が懇談するに際し、全労連の中小企業支援策を示すことが必要と大きな期待が寄せられた。2020年7月に中間報告としてとりまとめてからこれまでの間、経営者団体や国会議員などとの懇談を中心・地方でとりくんできた。懇談では、全労連が示した提言に対し、多くの期待と意見が寄せられた。

こうした声と今日的な中小企業をとりまく環境などもふまえ、現時点における中小企業支援策をとりまとめた。最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環が図られ、誰もが豊かな社会生活を送ることができるよう、本提言が関係各所で活用されることを願う。

1. 中小企業をとりまく経済情勢

2020年のコロナパンデミックは、日本はもとより、世界各国の経済に大きな影響を与えた。

コロナパンデミック以降では、経済状況の様相が大きく異なっているものの、日本では労働者の実質賃金が低下をし続ける構造に変化は起きていない。同じパンデミックに見舞われた欧米諸国では、政府による賃金引上げが積極的に行われている。一方で日本では、物価上昇分を超える賃金引き上げとはなっておらず、税・社会保険料の上昇も加わって実質賃金が低下し続ける国際的にも異常な状況が続いている。

労働者だけではなく、中小企業の状況も厳しさを増す一方となっている。国や自治体による支援が期待できない中、地域を支え、雇用する労働者の生活を守るために、経営者の苦難が続いている。中小企業は日本経済を支えるとともに地域経済の要であり、地域活性化には中小企業に対する支援を拡充し、経済の好循環を生み出すことが求められている。

2. 最低賃金改定状況

経済成長に欠かせない賃金の上昇が進まない中、政府は、最低賃金について加重平均で早期に 1000 円をめざすとし、中央最低賃金審議会は政府の目標達成に向けて引上げを図っている。

しかし、地域間の格差は依然として大きく、全国一律 1500 円以上をめざす全労連との隔たりは大きい。一方で、2019 年に自民党内に「最賃一元化議員連盟」が発足するなど、地域間格差の是正を求める政治的な動きも強まっている。全労連主催の全国一律最賃を求める院内集会には、自民党を含む多数の政党から国会議員が参加するなど、関心の高さも示され全労連が進めてきた運動の正しさが示された。

また、最低賃金の引き上げが行われても雇用に悪影響を与えることはない、そのことは、アメリカニュージャージー州の実証研究でも証明されており、内閣府も資料を示している。最低賃金の引き上げが雇用の拡大につながっている。

3. 現行の中小企業支援策

中小企業に対する支援策は、中小企業庁がとりまとめており、その内容は「経営サポート」「金融サポート」「財務サポート」「商業・地域サポート」「分野別サポート」と多岐にわたる。施策の概要を紹介するために作成されているガイドブックは、2021 年版で 344 ページにも及ぶものとなっている。

施策を実行する 2020 年度予算では、コロナ対策により 2 兆 2834 億円もの補正予算が組まれたが、当初予算は 1,117 億円に過ぎない。

全労連の要求で実現した業務改善助成金は、最低賃金の引き上げへの対応が図られるような制度として創設されたが、自民党政権による改悪によって生産性向上の条件がつけられるとともに賃金引き上げへの直接的な助成金から変貌した使い勝手の悪いものとなっている。同様にキャリアアップ助成金も十分に活用されていないなど、予算が使い切れておらず、制度の周知も不十分となっている。

中小企業庁は、2021 年版中小企業白書の中で感染症の流行で多くの中小企業が厳しい状況にあるとしたが、倒産件数が低く抑えられているなど各種の支援策が功を奏しているとした。しかしながら、廃棄件数の増加傾向などをふまえ引き続き留意が必要とし、「変化を好機」と捉えてデジタル化を図るなど事業の見直しなどを推奨している。また、生産性を 5% 向上させる目標を掲げるとともに、公正な取引の実現もめざしている。

なお経団連は、2020 年度の経営労働委員会報告において、サプライチェーンを構成する企業間の連携にとどめ、公正な取引の実現や国による中小企業予算の拡充には触れていない。

4. 全労連の考える中小企業支援策

全労連は、全国一律最賃制の実現及び最低賃金の大幅引き上げを求めて運動を進めてきた。運動では、全国各地で生計費の実態調査も行い、地域にかかわらず 25 才単身労働者で時間単価 1500 円以上が必要であることを明らかにした。最低賃金を 1500 円以上とするには、労働者の大多数が雇用されている中小企業における状況を見ておかなければならない。

中小企業は、全企業 359 万社の 99.7% を占めており、中小企業に従事する労働者も 68.8% (2016 年経済センサス) と雇用でも大きな位置を占めている。

最低賃金額の引上げでは、最低賃金引き上げの影響率が 2008 年度の 2.7% から、2019 年度には 16.3% へと急上昇してきたが、2019 年度の目安額が示されなかったことにより、2020 年度の影響率は 4.7% となった。引上額が高くなれば、多くの労働者に直接影響する。最低賃金引き上げの影響力の高まりとともに、多くの中小企業から経営への懸念と引上げに対する支援の必要性が確認できる。

全労連は、地域経済活性化の鍵を握るのは労働者の個人消費拡大と考えており、そのためには賃金の上昇が欠かせない。雇用の大部分を占める中小企業に対し、賃金上昇につながるような支援策を充実させるべきと考える。

5. 支援策の充実で地域経済の活性化

以上述べてきたが、アベノミクスによって大規模な金融緩和が行われてきたが、中小企業の経営環境はむしろ悪化している。東京商工リサーチによれば、「コロナ関連の経営破綻」が増加しており、その多くは中小零細企業となっている。経営体力が弱い中小企業に対し、大企業は内部留保を増加させており、二極化が一段と進んでいる。新自由主義に基づく政策の推進とアメリカの圧力によって大店法が廃止され、大店立地法へと改悪されたことにより、地域経済の中心であった商店街が衰退してきた。昨今では、地方百貨店や進出してきた大型ショッピングセンターなどが次々と撤退しているため、消費者はもとより地域が大きな影響を受けている。

中小企業に対する支援には、大企業との取引条件の適正化とともに、直接的支援、税制をはじめとする間接的支援、自治体による有効需要の創設などが求められる。また、臨時の措置と恒常的措置とを組み合わせながら、地域に応じた支援策も考えなければならない。いずれにしても、中小企業それぞれの特性を活かすこと、地域に根ざす企業が多いことから、地域との関係を強化することで地域経済の活性化にも結びつけていくことが求められる。

その具体化として全労連は、①中小企業予算の増額、②賃上げをした中小企業への直接補助及び保険料などの減免、③大企業との公正な取引の実現、④地域における中小企業向けの有効需要の創設などを図ることが必要と考え、以下のとおり提言する。

I 中小企業予算の増額

1. 中小企業対策予算の増額

産業の核であり、雇用の最大の担い手である中小企業の存在にふさわしい予算・対策費用を計上すること。そのため、大幅に予算規模を拡大することを求める。なお、経済の循環が進むことにより、予算規模の縮小が可能になると予測されるため、最低賃金引き上げに伴う当面の間と考える。

2020年賃金構造統計調査・企業規模別に働く労働者の賃金では、中企業（100～999人）・男331,700円、女253,100円、小企業（10～99人）・男302,400円、女232,900円となっている。

また、2020年経済センサスによると、事業者の従業者規模では、1～299人規模の従業者数の事業所が98.8%（注：出向・派遣事業者のみの事業所が1.0%ある）を占め、従業者数はおよそ4,400万人となっている。

最低賃金を1,500円に引き上げた場合、月間の所定労働時間が150時間（年1,800時間の月割り時間）としても225,000円となることから、小企業の女性労働者の平均賃金を上回る。全体への波及効果を考え月額で4万円ほどの引上げと仮定すると、賃金総額は1兆,9600億円の増加となり、社会保険料収入は大幅な増額となる。中小企業の負担が大きいことから、使用者負担分を国の負担とした場合、増加分だけで約4,900億円の予算が必要となる。

本提言では、後述するが助成金や社会保険料の減免などで5兆円の予算が必要となる。なお、最低賃金の引き上げによって経済効果が見込まれるため、予算は暫時縮小される。

山口県労連は、2021年7月5日に行った記者会見において、最低賃金引き上げによる経済効果試算結果を公表している。山口県で最低賃金を1,500円に引き上げた場合、時間あたり賃金が1,000円未満の県内労働者23.1万人と1,500円未満43.4万人を対象に算定し、賃金増加額のうち消費支出増などから、生産誘発額が2811.9億円にのぼるほか、税収も国・地方合わせて353.4億円増加すると試算した。

労働総研では、毎年の春闘提言において、産業連関表を活用した賃上げや最低賃金引き上げによる経済波及効果を試算している。2021年春闘提言によると、最賃1500円引き上げに必要な原資は17兆円であるが、経済誘発額は国内生産誘発額26.7兆円と付加価値誘発額12.95兆円に及ぶ。また、169.45万人の雇用増や2.48兆円の税収増につながっている。

なお、お隣の韓国では、30人未満の事業所に対し、社会保険加入を条件として賃金を直接補填するための予算を4兆ウォン確保したほか、企業規模4人以下では社会保険料の9割、5人から9人の企業で8割を国が支援する制度を実施している。また、フランスでも中小企業の社会保険料負担を軽減する制度を導入している。

II 中小企業への直接支援

1. 最低賃金引き上げへの対応

（1）最低賃金引き上げに対する直接的支援として、助成金を支給すること

最低賃金引き上げの影響度合いが高まっている。現行の業務改善助成金は生産性向上のための設備投資などを行った上で最低賃金を引き上げた事業所に対する助成措置となっている。しかしながら、利用する事業所が少数にとどまっており、申請が難しいなどの声が多い。利用拡大に向け、要件緩和などを進めることが求められる。

最低賃金水準で労働者を雇用している事業所は、そもそも経営的に余裕があると考えられないことから、法定の最低賃金引き上げにより、賃金の改善を行わなければならない事業所に対し経営状態などを勘案して、事業規模に応じた助成を行うものに改正するよう求める。

（2）助成金に必要な財源試算

必要な財源は、2021年改定最低賃金の加重平均が930円であることから、1,500円との差額は570円となる。また、厚生労働省の2020年賃金構造統計調査によると、短時間労働者の1時間あたり賃金は、男女計で1,412円となっている。これらから、1時間あたりの助成額は300円として、月150時間労働で1人あたり45,000円、年額は54万円を助成額として計上する。

厚生労働省の「賃金分布に関する資料」（都道府県別・総合指数順）で、東京都でも1,500円未満の労働者が150万人近く存在し、鳥取県でも10万人程度存在する。ただし、当該労働者には、大企業で働く労働者も多数存在している。本提言では、全国一律最低賃金の実現、及び1,500円への引き上げ実現に向けた中小企業に対する助成措置として考えるため、大企業は除外する。それでも相当数の労働者が対象になると考えられ、年額54万円とすれば500万人で2兆7,000億円の財源が必要となる。

（3）助成金の前渡支給

助成金の支給については、現行制度が一定期間の賃金支払後に申請・支給となっているため、中小企業にとっては引き上げるための資金を自ら準備しなければならない。地域金融機関を通じた融資制度の活用なども考えられるが、持続可能な社会の実現、地域経済の好循環につなげるため、賃金引き上げに必要な資金を事前に提供し、賃金引き上げからスタートさせることが必要だと考える。

そのため、中小企業に対し、賃金引き上げのための助成金を最低賃金改定時に国から前渡して支給する制度として創設し、対象労働者1人あたり年額90万円を最低賃金引き上げのため支給する。したがって、対象労働者数分相当となる予算額4兆5000億円を計上する必要がある。

なお、助成金支給を契機とした賃金引き上げにより、所得税をはじめとする税・社会保険料の収入が増加することとなる。増加給与分に対する所得税率が10%とした場合、年額54万円の増加は単純計算で5.4万円の納税増となる。

2. 社会保険料の減免・軽減措置

最低賃金の引き上げは、対象となる労働者の大部分が中小零細企業で働く労働者であることから、経営に多大な影響を与える。そのため、賃金支払が困難との判断が強くなれば、雇用労働者を正規雇用からパート雇用へ切り替えることにつながる危険性が生じる。

これでは、労働者の収入拡大にはつながらず、地域経済にもメリットは生まれない。したがって、賃金を底上げし、正規雇用労働者を拡大させていく方向につなげなければならない。

中小企業の経営者からは、賃金引き上げに伴う社会保険料負担の大きさに対する不安の声が高い。検討に際しては、社会保険料の徴収方法にも着目して必要な支援措置を考える必要がある。また、法人税と違い、利益の有無にかかわらないため、中小企業の負担が大きい。そのため、減免・軽減措置を講ずることが適当と考える。

なお、社会保険料には、年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険があり、労働者の折半が原則だが、労災保険は事業主のみ、雇用保険の一部も事業主のみの負担となっている。

（1）健康保険料

2021年度の健康保険料率は、共通料率が10.0%と設定され、最低が新潟県の9.58%で最高

が佐賀県の 10.73%までとなっている。この保険料率は、医療給付に基づく料率計算を行った上で「年齢調整」と「所得調整」が行われて設定されている。都道府県により保険料の差異は賃金の地域間格差が大きく影響していることから、全国一律の最低賃金を設定し、引き上げることで所得調整を行う必要性が薄れる。

とはいっても、賃金引き上げによって事業主の保険料負担が増えるため、中小企業の負担は大きい。したがって、保険料の事業主負担のうち 25%を国が負担することとする。

全国健康保険協会の事業年報「協会管掌健康保険の適用状況（第一表）」によれば、2019 年 3 月現在で適用事業所数が 222.4 万、被保険者総数が 2375.7 万人、標準報酬額の平均は 290,660 円、標準賞与額の平均は 242,090 円となっている。このため、事業所負担分は年額で 186,500 円となる。したがって、協会管掌健康保険適用事業所の事業所負担分全額を負担とした場合の財源は、4 兆 4300 億円余りとなる。

（2）年金保険料

厚生年金保険料は、保険料率の引上げが終了し、2018 年 10 月から 18.3%となっている。労使ともに最大の保険料率となっており、特に負担が大きい。一方で、派遣労働者など厚生年金への加入ではなく、国民年金への加入となっている実態もうまっている。この背景には、経営者に保険料負担が大きいことによる回避意図が働いていると思われる。そのため、厚生年金への加入者拡大にもつながるよう、中小企業の保険料・使用者負担分を一律 50%国が負担することとし、賃金引き上げとともに加入者拡大につなげる。

厚生労働省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」（2020 年 9 月 1 日現在）によれば、規模 299 人以下の被保険者数は 22,561,081 人となっている。また、規模別の標準報酬月額の平均では、2 人以下が 281,300 円と最低額である一方、100～299 人以下で 297,396 円となっており、大企業も含めた全体平均額 312,822 円よりも低い。なお、5～9 人の標準報酬月額の平均が 307,604 円と一番高いため、当該額を基礎に試算すると、年額で事業所負担額は 34.3 万円余りとなるため、全額で 7 兆 7,400 億円程度となる。

（3）介護保険料

介護保険料は、協会けんぽで 1.79%とされ、健康保険料と合算して徴収されている。保険料は 40 才以上の労働者から徴収される。

2021 年度の介護保険料率は、1.92%とされている。全国健康保険協会の事業年報「協会管掌健康保険第一表（続）法第 3 条第 2 項被保険者」によれば、被保険者数は 1317.9 万人となっており、標準報酬月額の平均は 317,069 円となっている。したがって、事業主負担分は、年額で 37,097 円となるため、全額を負担する場合の財源は 4,900 億円弱となる。

（4）労災保険料

労災保険は、業種別に料率が設定されており、1000 分の 2.5～88 までとなっている。これは業種による災害発生率を勘案しているためである。そのため、業種内でも公平性を保つ観点から、労災事故の有無によって保険料率が変動するメリットシステムも導入されている。さらに、中小企業に対しては、建設の事業や有期事業などを除き、特例メリット制も設けられ、最大で 45%保険料が減額される。

労災保険の趣旨は、勤務中の災害を補償することであり保険料の減免で事業主責任が軽減されるわけではない。賃金が引き上げられることにより、保険料収入が増えれば収支が改善され、

全体的な保険料率引き下げが可能となる。また、保険料率の計算で労災事故によるメリット制が導入されていることもあり、保険料を国が負担することによる軽減措置をとることは技術的・事務的にも困難性が高いと考える。

(5) 雇用保険料の負担軽減

雇用保険は、失業者に対する基本手当支給や育児・介護などの雇用継続給付を柱として、雇用安定事業として事業主へ助成金を支給している。そのため、保険料は一般の事業主が 1000 分 9、農林水産・清酒製造の事業が 1000 分の 11、建設の事業が 1000 分の 12 となっている。

雇用保険料は、失業給付・雇用継続給付及び雇用安定事業などのための保険料であり、賃金の引き上げによって保険料収入が増大し、収支が改善されて保険料の引き下げが可能となる。

保険料を国が負担することによる軽減措置をとることは技術的・事務的にも困難性が高いことから、失業者に対する給付改善、助成金の拡充のため、国庫負担を拡大することを求める。

したがって、失業給付に関する保険料については、国庫負担の拡大による対応を求める。

ただし、雇用安定事業として徴収される事業主負担分については、雇用調整助成金などの事業所を対象とする給付金であるため、企業負担の軽減を検討することが必要と考える。したがって、雇用安定事業にかかる中小企業に対する保険料は免除対象とする。

(6) 負担軽減案とそれに伴う財源について

以上の通り、社会保険料に関する中小企業の負担軽減は、事業主負担分からどの程度軽減するかによる。試算した社会保険額の総額は 13 兆円となっており、全額免除とするには財政負担が余りにも大きいといわざるを得ない。単年度の負担軽減では済まされない課題でもあり、政治的な決断・判断が必要となる。

これらをふまえ、恒常的に負担軽減を図る必要があるとの立場から、社会保険料の一括 3 割減免とし、4 兆円弱の予算確保を提言する。

社会保険制度は、保険料収入と国庫負担で保険制度の目的である給付を行うのであり、単純に考えれば国庫負担を一律に増やすべきだけの話である。

しかし、財政全体を考えたとき、国庫負担を増やすことは収入となる税金の徴収を増やすことにつながるものであり、つまるところ中小企業経営者も労働者も負担が増えることとなる。問題は、大企業と中小企業との格差であり、格差を是正する政策とセットで進めることが重要となる。

そのため、税制として次の項で述べることも必要だが、社会保険料の減免などに必要な財源は、大企業に対する法人税減税の見直し、所得税の最高税率見直し等によって賄うことが必要と考える。加えて、増額し続けている防衛費を削減し、中小企業支援の予算に回すべきと考える。なお、時限的に内部留保課税も検討を始める必要がある。

3. 税制改正など

(1) 消費税法の見直し

消費税の引き上げにより、中小零細企業の廃業などが相次いでいることから、速やかに税率を 5 % に引き下げ、廃止をめざす。

また、インボイス制度も負担が大きいことから、インボイス制度の導入見送りを求める。

(2) 「所得拡大促進税制」

現行制度には、賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置として、「中小企業向け所得拡大促進税制」がある。継続雇用者給与等支給額が前年度比より1.5%以上増加した場合、増加額の15%を税額控除できる。なお、前年度比で2.5%以上増加させた場合は、25%を税額控除できる。ただし、法人税額の20%が上限となっているため、増加額の50%を法人税額から控除するよう求める。

(3) 事業承継税制など

事業承継については、中小企業庁による相談対応、「事業引継支援センター」の設置、「事業承継補助金」、「税制措置（非上場株式等にかかる相続税免除、事業用資産の承継にかかる相続税・贈与税の納税猶予・免除など）」「経営承継円滑化法による総合的支援」などが行われている。

相続税・贈与税の納税猶予・免除措置について、2028年12月31日までとなっている時限措置を延長もしくは恒久措置とすることを求める。また、総合的支援窓口の拡充を求める。

III 公正な取引の実現

1. 適正取引の実現

(1) 低価格入札の防止（下請法の活用）

印刷業界では、重層下請構造で最下層にあたる製本業者にしづ寄せがなされ、最盛期から70%もの事業者の減少となっているため、業界の存続さえ危ぶまれている。口頭契約、後指値、支払の先延ばし、過剰なクレームによる返品ややり直しなどがまかり通り、公正取引委員会にも訴えることができないなど深刻な実態にある。この点では、（株）帝国データバンクが行った「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」の結果においても、発注者に対し取引対価の協議を申し入れることができない下請事業者が、61%にも上ることで示されている。さらに、中小企業家同友会全国協議会が2019年12月に行った消費増税による影響アンケートにおいて、消費税増税分を価格に転嫁できなかつたと回答した割合が55%になっていることからも示されている。したがって、低価格入札の防止が必要であり、下請代金支払遅延防止法の履行確保を図るなどにより、防止措置を実効あるものとしていくこと必要と考える。

また、純粹持ち株会社の解禁によって企業買収が日常化しているが、買収された企業がダンピングを行って適正価格での受注を破壊する行為も行われている。さらに、優越的地位の濫用で買いたたきなどが禁止されているものの、契約時における見積もりに際し、適正な利潤が保障されるような契約ができない現実がある。そのため、価格の設定などについて、業界ごとに適正な価格が示される必要がある。

公正取引委員会は、2021年9月8日に最低賃金の引上げ等に伴う不当なしづ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプランにおいて、「最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしづ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を次のとおり取りまとめ、対策の強化に取り組む。さらに、これらの対応強化の成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していく」とした。

同時に、「買いたたき」の指導実績が多い業種やコロナ禍において特に影響が出ているとされる業種、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を重点としている。また、9月の「価格交渉促進月間」における中小企業庁をはじめとした関係省庁による取組、公正取引委員会が親事業者に対して違反行為の改善を求める指導等を行う際に交付する注意喚起文書において、最低賃金の引き上げを含む労務費や原材料価格の上昇に関連する注意事項を加え、不当なしづ寄せを行わないよう強く要請するとしている。

こうしたことが行われるとともに、現実には不十分といわざるを得ない。実効性を高めるためには、罰金額の大幅な引き上げなど実効性の確保が欠かせない。また、厚労省と中小企業庁における通報制度が十分に活用されていない。何よりも、労働基準監督官と下請Gメンの職員数が圧倒的に不足している。体制を拡充し、公正な取引環境を整備することが求められる。不適正な事例については、関係省庁が連携を密にし、公正な取引環境の醸成に努めることが求められる。

公正な取引は事業者間の問題だけではなく、労働者との間でも必要であることは同じことであり、労働者との間で定められる最低賃金は、公正な取引にもつながることは疑いない。したがって、経営者が「買いたたき」など不当なしづ寄せを受けていると考えられる場合は、労働組合から積極的に告発する。

(2) フリーランサーとプラットフォームへの規制について

フリーランサーが増加していくことに対し、労働法での保護を強めるのか事業者としての保護を強めるべきかについては、意見が分かれます。事業者と労働者では、立場・考え方が相違することをふまえつつ、ケースに応じて検討する。

労働法の原則は、実態に応じ判断されることから、指揮命令など従属性が強ければ労働者となる。しかし、従属性が弱いとなつても、取引に関して対等とはいえないことから、事業者であつても何らかの保護を行うことが求められる。

したがって、労働者としての判断されない場合であつても、労働者に対する賃金支払などで保護される水準に必要な経費相当分を加味した額が保障されなければ、下請法に反するとして、反則金の徴収など罰則を加えることを求める。

プラットフォームについては、発注者と仲介者が存在する。発注者が国外の場合もあり、使用者責任を問うことが困難なケースもある。また、いずれも国内に存在するとは限らない。国境を簡単に越えるシステムであることをふまえ、国際的な取り決めを行うよう政府に求めるとともに、国内法による規制法の創設を求める。

(3) 最低賃金引き上げによる他の政策への波及

船員については、地方運輸局ごとに最低報酬額が定められているが、全国一律最低賃金制度の導入により、同じく全国一律制度への移行を行うことが必要となる。

建設業では、労務単価が指標とされており、タクシー業界では規制緩和による過当競争を規制する方向への転換が図られたほか、物流・運輸業界においても「働き方改革」の流れの中で、国土交通省と厚生労働省、業界などが一体となって「標準的な運賃の告示制度」による運賃がプロック別に設定された。

したがって、業界と関係省庁が一体となって最低報酬額などを検討することは可能と考える。適正価格の設定は、企業規模間の競争を公平・公正なものとすることにもつながると考えられ、労働者の働き方改革にもつながるものであり、すべての業界で検討を開始することを求める。

事業者はものをいうと契約を切られるという不安があることから、公正な取引を求め労働組合が声を上げることが重要といえる。

なお、最低賃金の引き上げは多くの政策などに影響する。例えば、生活保護費、基礎年金支給額、休業補償など労災給付、家内労賃や自家労賃、農産物に対する最低価格保障制度など多くの制度に影響を与えることは間違いない。

2. 「独占禁止法」の改正

独占禁止法では、事業者団体による協定を「カルテル」として競争の制限となる行為を禁止している。

しかしながら、フリーランサーの拡大など「雇用によらない働き方」の拡大が政府によって進められるようとする中、当該事業に従事するものの権利保護を図るため、独占禁止法による制限禁止を除外する規定を活用することが考えられる。

なお、業界団体と労働組合が締結する賃金協定が独禁法に違反するとして、業界団体が締結を拒否した事例があるが、全労連と公正取引委員会との交渉において、賃金協定は独禁法に違反しないとの回答を得ており、何ら問題とならない。

また、フリーランサーによる協同組合設立による価格協定を行うことは可能だと考えられる。しかし、規定は事業者による協同組合の行為となるため、個々の企業における労働者との賃金協定は対象とはなっていない。

規模 30 人以下の零細業者が適正価格維持のため、労働組合と締結した賃金協定と連動した価格協定については、独占禁止法の「カルテル」の適用除外とするよう改正を求める。

3. 「下請代金支払遅延等防止法」の履行確保と法改正

(1) 法の履行確保

コロナ感染拡大による経済状況もふまえ、公正取引委員会事務総長と中小企業長官が連名で 2021 年 3 月 31 日に関係事業者団体に要請文書を交付した。

要請された内容は、

- ①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
- ②手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- ③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60 日以内とすること。
- ④前記 1 から 3 までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね 3 年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

以上の通りとした。

下請代金支払遅延防止法第 2 条の 2 にもとづき定められている指針では、「下請代金の減額」「返品」「買いたたき」などが禁止されている。このため、公正取引委員会では中小企業

者専用相談窓口を開設し、情報の提供を呼びかけている。

厳正な対処はもちろんだが、相談対応や迅速な処理には、公正取引委員会の行政体制を拡充しなければならない。法の履行を確保するため、公正取引委員会の拡充を求める。

（2）下請代金支払遅延等防止法の改正

下請代金支払遅延等防止法は、法人たる個人または資本金または出資がされている事業者となっていることから、個人請負として業務を行っている軽貨物業者やプラットフォームなどが対象外とされている。

急速なデジタル化の中、このような形態で働く個人が増加しており、支払に関する紛争も増加している。弱い立場にある個人請負労働者を保護するため、対象範囲を見直し、法改正を行うよう求める。

IV 地域における有効需要の創出

1. 社会保障分野の中小企業への支援

地域における有効需要の創設では、公共投資を中心として考えられてきたが、建設業に従事する労働者数は減少を続けており、医療・福祉・介護分野に従事する労働者が増加し続けている。特に、公務・公共サービスの民間委託が進められてきたこともあるが、これらの分野で働く労働者の賃金は、公務員労働者の賃金を参考にしつつも診療報酬や介護報酬など保険制度による制約を受けている。

これらの点から、これまで全労連としてとりくんできたが、社会保険の診療報酬・介護報酬などの改定を国に迫ることも重要となっている。なお、医療・福祉産業は関係する産業が多く、地域経済への波及効果も高く、特に介護分野では中小企業が多いことから、支援策を強化すべきである。

保育の分野でも同様であり、運営費の増額がなければ保育士の賃金改善は進まない。劣悪な労働条件が保育士不足の原因でもあり、運営費の増額で賃金引上げを求める。また、後述するように公契約条例の役割も重要である。

2. 中小企業振興条例の制定

中小企業振興条例の制定が進展（理念条例を含む）しているが、中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保が課題となっている。

そのため、自治体による中小企業への発注等を義務づける等の対策が求められるが、引き続き、すべての自治体で中小企業振興条例が制定されるよう求める。

※ 振興条例の制定状況 2019年9月現在 458自治体（全労連調べ）

3. 有効需要の創出

大規模災害の発生に伴う復旧・復興において、建築技術者の不足による遅れが顕著となっている。また、トンネルや橋などのインフラが老朽化で通行できない状態が相次いでいるほか、

水道管などの老朽化対策が進んでいない実態がある。

こうした事態を改善するとともに、社会生活にとって欠かせないインフラを整備することは、持続可能な社会を構築する上で欠かせないことで有り、長期にわたる計画的な工事を行うことが求められる。同時に、長期にわたる計画的なインフラ整備は、技術者の育成と「地消地産」にもつながる。

こうしたインフラなどの整備は、気象条件をはじめ地域に応じた計画と対策が求められるため、国による支援を元に、地方自治体が主体となって住民とともに計画を樹立し、実行することが求められる。この際、予算単年度主義による工事発注などではなく、耐用年数や減価償却なども考慮した限界工事量を設定し、長期にわたる計画的な発注を行うことが求められる。

4. 中小企業への優先発注

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条「国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るために基本的な方針を作成するものとする」を実践することが求められる。

具体的には、低価格入札を防止するため、発注単価の計算に最低制限価格を必ず導入する。その積算においては、従事する労働者の労働時間を勘案するものとし、国において発注単価を示すこととする。

また、公共事業の発注においては、地方自治法施行令に基づく「地域要件」の設定を行う発注事業を50%以上とする。さらに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」による中小企業者の受注機会を確保するため、80%以上の受注機会を確保する。

なお、国・自治体などが発注する場合における入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注を増加させるとともに、設定金額の引き下げを求める。

5. 「公契約法」ならびに「公契約条例」の制定

国などが行う契約、調達、役務などでは、従事する労働者の賃金についての考慮はなされておらず、入札が繰り返されることにより、当該事業に従事する労働者の賃金が低水準、最低賃金水準に据え置かれ、官製ワーキングプアの温床との批判がなされている。また、事業者からも健全な経営が成り立たないとの批判もあり、公契約条例を制定し、労働者の賃金水準や経営に対する配慮を行う地方公共団体が増加している。しかし、依然として多くの自治体及び国においては、財政事情を理由とした低価格での落札が相次いでおり、労働者の賃金が低水準に据え置かれるなど問題は山積している。そのため世田谷区などでは、労働報酬下限額を設定している。

2016年に公共サービス基本法が制定されているが、実質的に機能していないことから、従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」及び「公契約条例」の制定及び労働報酬下限額の設定が求められる。

6. 「小規模企業振興基本法」の改正

コロナ感染拡大による経済状況もふまえ、公正取引委員会事務総長と中小企業長官が連名で2021年3月31日に関係事業者団体に要請文書を交付した。要請された内容は、今般改正され

た「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」にも盛り込まれている。

具体的には、

①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。

②手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

④前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

下請中小企業振興法の振興基準については、①手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。②親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。③親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わない。やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。④親事業者は事業承継の円滑化に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう、積極的な役割を果たす。⑤BCPの策定、BCMの実施に努める。下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知する。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めることを定めている。なお、振興基準の改正案に対するパブリックコメントにおいて、「労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう」との文言を削除する提案が行われていたが、労働総研の指摘により文言の削除は取り消されている。

以上をふまえ、「小規模企業振興基本法」において、下請企業振興法が定める「振興基準」を条文に付加し、下請け事業者に不利益な契約に対するコスト負担などを定める。

また、2016年に最低賃金の引き上げなどによる影響を加味して対価を決定するよう振興基準の改善が行われており、活用することが求められる。小規模企業以外の下請企業に対する振興基準に反するような取引に対し、中小企業庁による監視体制の強化、親企業に対する指導など行政処分を強化する。

7. 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」の改正

第4条により事業協同組合等が労働環境の「改善計画」を策定し、認可を受けることによって助成措置を受けることができるようとされている。これら助成金については、申請が複雑であることなどから、簡素化や要件の緩和などを求める。

加えて、「独占禁止法」第22条の活用を図るには、「中小企業等協同組合法」に基づく届け出などを必要としているため、手続きの簡素化など要件緩和を求める。

8. 地域金融機関による経営支援

帯広信用金庫では、地域貢献マスターPLANを定め、中小企業向けの具体的支援を図る地域経済振興部を設置し、10名体制で中小企業の悩みや課題解決を図っている。そして、6つの課題、①市場ニーズ、消費者ニーズを捉えた「売れる商品づくり」（相談会、商談会）、②より付加価値の高い「儲かる商品づくり」（共同研究、相談会）、③国内外の「販路の開拓・拡大」（セミナー、商談会）、④十勝の次代を担う「人材の育成」（地元高校生応援PJ、経営塾）、⑤产学官・農商工と金融や地域間の「連携システムづくり」（酒文化再現・しお削り・チーズの共同熟成庫・落花生PJ）、⑥「産業クラスターの形成」を解決するため、包括的、体系的で、継続的な支援活動をシームレスに展開している。

これにより、地元高校生による「十勝の未来づくり応援プロジェクト」や「とかち酒文化再現プロジェクト」、「ナチュラルチーズ共同熟成庫」などがとりくまれ、大きな成果を上げており、全国からも注目されている。地域金融機関による経営支援は融資制度にとどまらず、地域と一体となった経営支援策をとることが求められる。

しかし、自己資本比率による金融機関規制が強められ、日銀によるマイナス金利が地域金融機関の経営を追い詰めている上、支店の統廃合や地域金融機関の合併などが金融庁によって強制的に進められている。

最低賃金の引き上げは、中小零細企業の経営に多大な影響を与えることから、密接な関係にある地域金融機関を強化・重視すべきであり、金融政策においても政策の方向転換が求められる。

V 地域循環型経済体制の構築

新型コロナウイルス感染症により、一定の地域内で人々の暮らしが成り立つことの重要性が再認識されている。そのことは、国民や事業者等が地域に納めた税金が地域内で再投資されることにより、住環境の充実へつなげることで人々の暮らしを豊かにする地域循環型経済体制の構築の必要性を示唆するものである。

地域循環型経済体制構築のためには、住民の消費行動が地域内に本拠を置く事業者等に対して行われることが前提となる。しかし、地域内事業者は地域外から進出している事業者に比べ価格競争などの体力面で劣勢であることも事実であり、この点を解決することが大きな課題となる。

この課題に対する具体的な対応策は、地域の自治体と連携して、①地域内事業者等を利用した場合の消費者に対する優遇策を事業者への支援を通じて行う。②地域内事業所で働く労働者に対する税制の優遇を行う。③地域外の事業者等に対しては、その事業所で計上された収益に相当する税金を納めるよう要請する。などである。特に③については事実上地域外事業者への規制強化となるが、地域の住民の暮らしを守る観点から不可欠と考える。

これらの政策が実現することで、上記I～IVの政策の効果をより高めることにもつながり、全体として地域経済の活性化に寄与するものと考える。

以上

全労連東海北陸ブロック 2024年最賃キャラバン資料



全労連東海北陸地方協議会

-1-

最低賃金マップ® 2023改定確定

全国平均 1,004円（加重）前年比 43円増（4.5%増）

最高額 東京 1,113円 最低額 岩手県 893円

地域間格差は、昨年より1円拡大 220円 19.8%

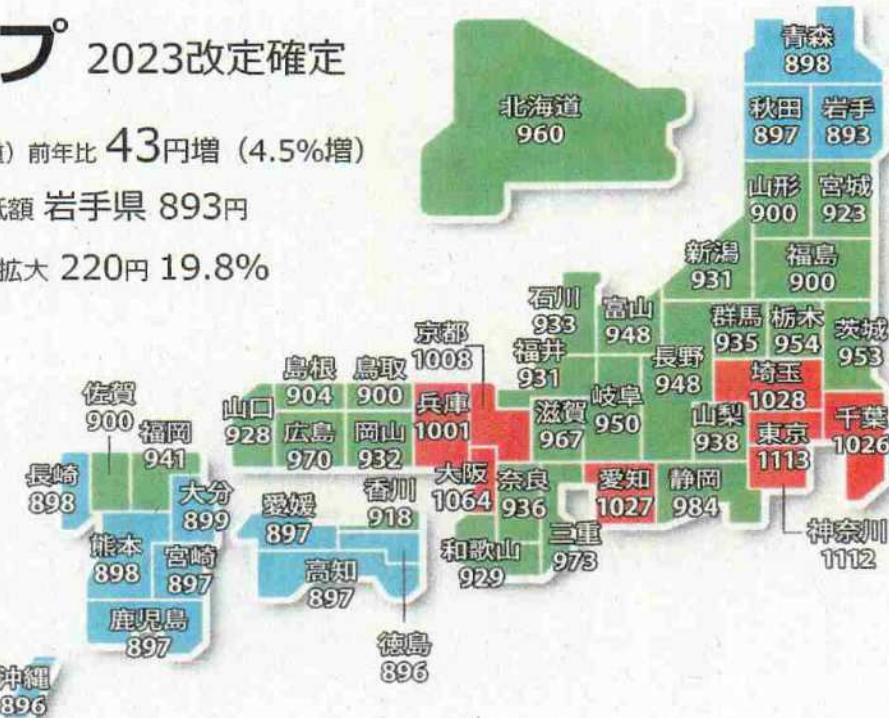
地域別

最低賃金マップ

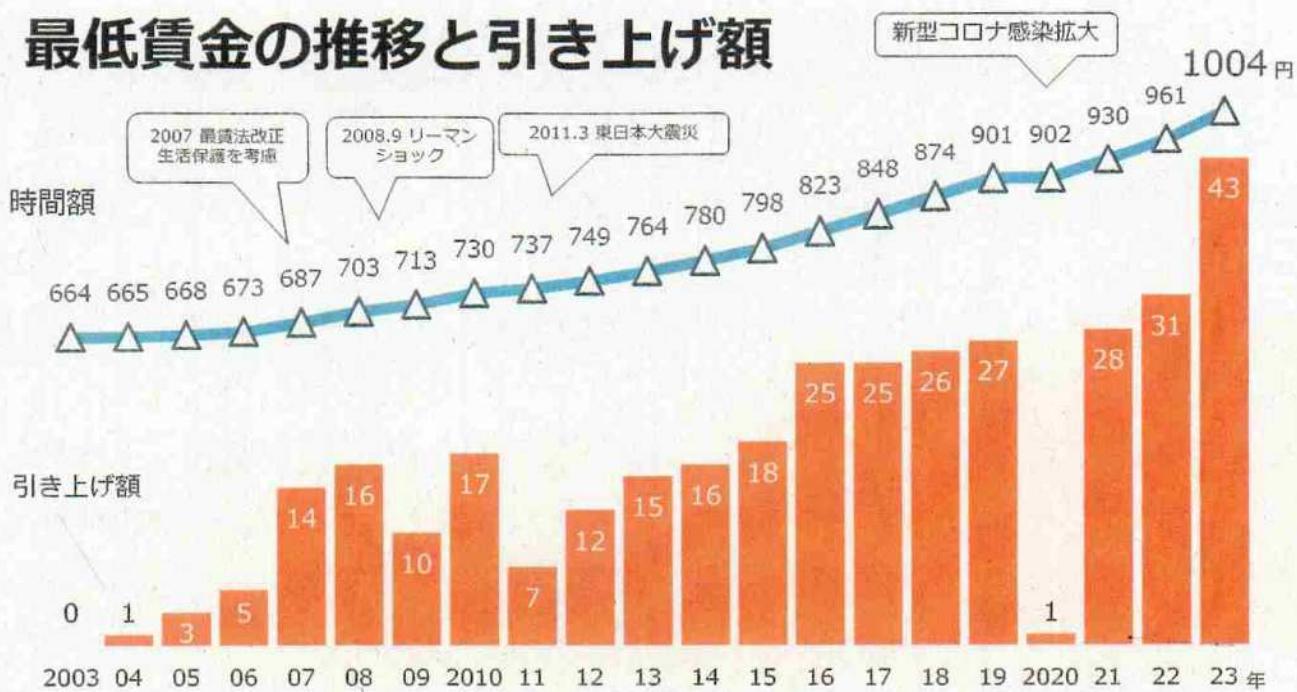
1,000 台 8 億 17.0%

900円台 27県 57.4%

800円台 12県 25.3%



最低賃金の推移と引き上げ額



-3-

最低賃金の地域間格差 年間40万円

昨年より1円拡大し、220円（19.8%）

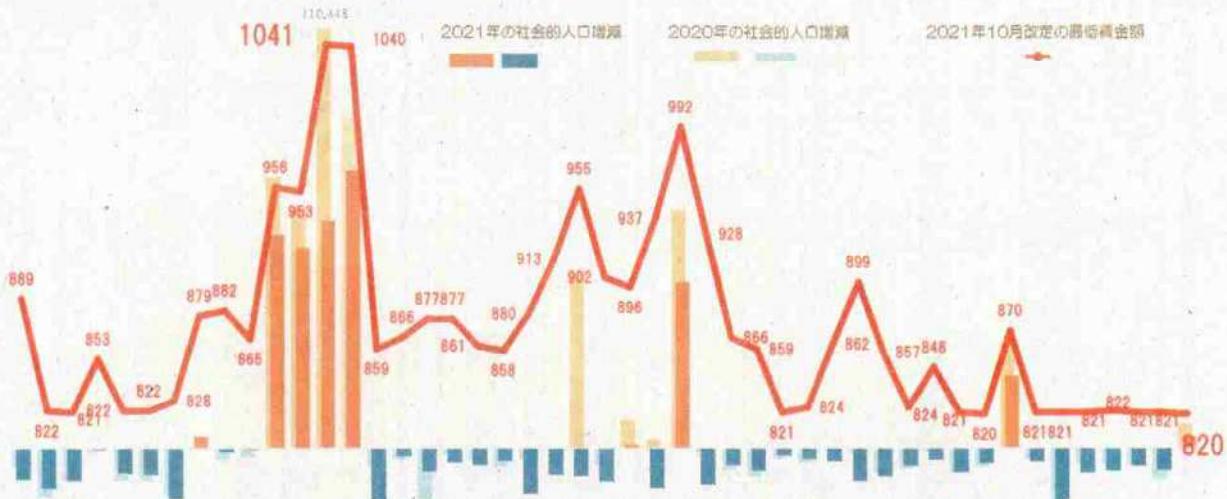
※ 年間40万円は年間1800時間の労働時間で算出。220円×1800時間 = 39万6千円。



-4-

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図

最低賃金が高い都市部に人口が流出

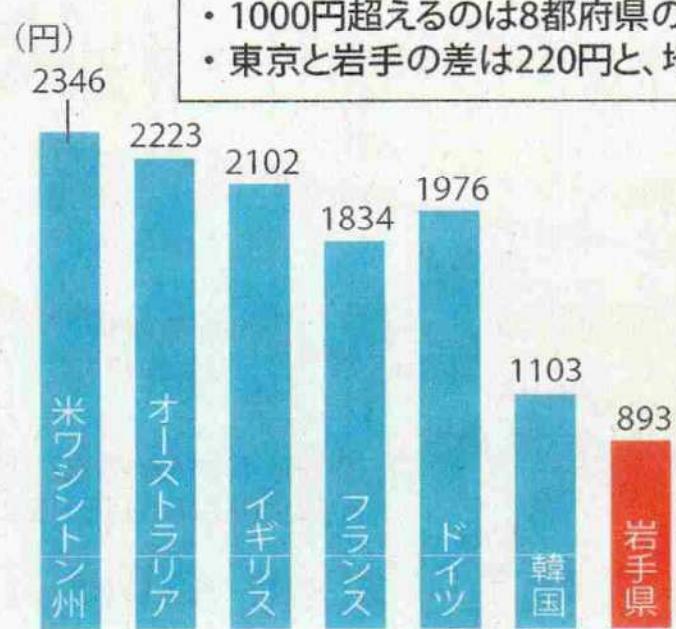


北青岩宮秋山福天炳群塙千東神新長富石福岐靜愛三益京大兵宗和鳥島岡廣山德舌受高福佐延長難本分本分鹿兒島郡西道森手城田形島城木萬玉灘京川源義勝源起阪邊源良山取根源山島口昌川源知加賀源

※ 総務省統計局：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2021年1月1日現在）より、全労連作成

-5-

最低賃金 國際比較

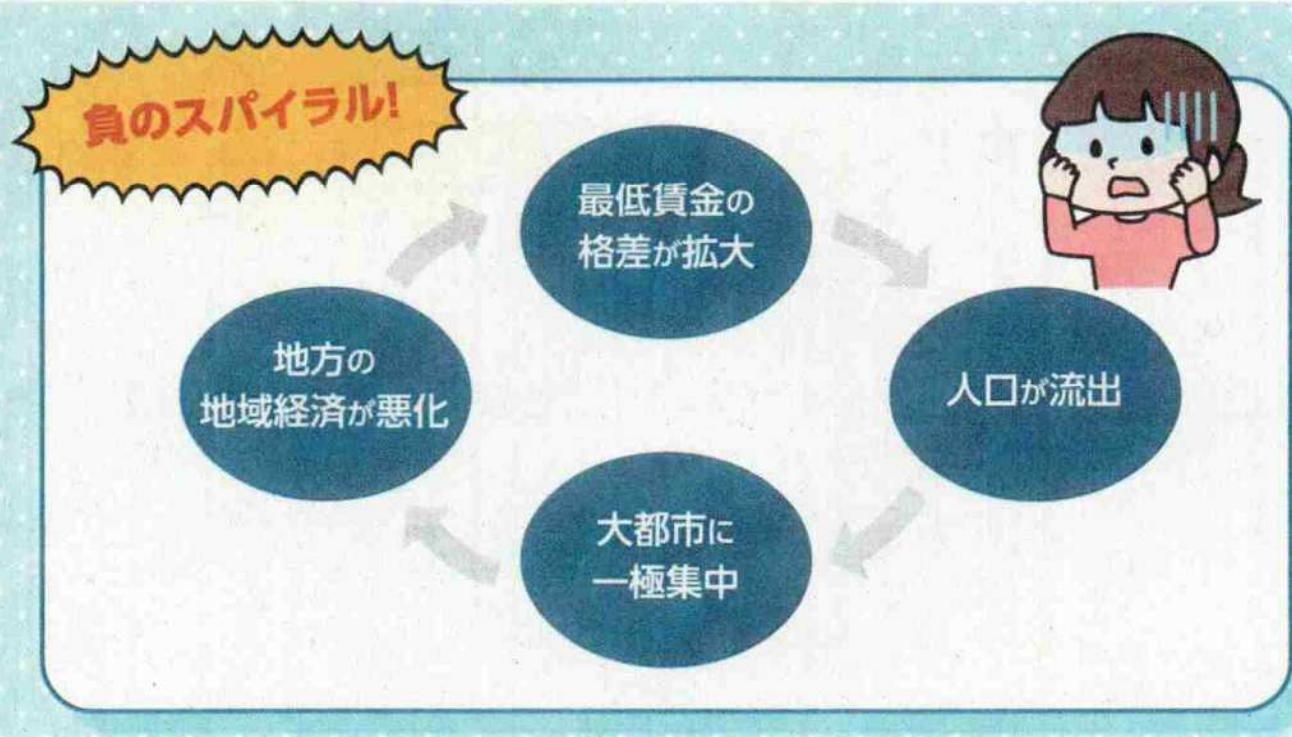


2023年12月時点、全労連調べ。
ドイツ、韓国は2024年1月から適用。
イギリスは2024年4月から適用。

――日本の現状

- ・全国一律ではない
 - ・1000円超えるのは8都府県のみ
 - ・東京と岩手の差は220円と、地域間格差が深刻

日本の最低賃金は
先進国では
最低ランクです



-7-

**全国どこでも
1,500円～1,600円
以上必要**

最低生計費試算調査
これまでに48,000人が参加



-8-

最低生計費はどこも同じ!



高知

最低賃金897円

交通・通信 住居費 食費 その他

交通・通信

東京

最低賃金1,113円

水道・光熱

最低生計費
1,665円

水道・光熱

最低生計費
1,664円

最低賃金法改正の4つのポイント

- ① 地域別から、全国一律にする
- ② 中央最低賃金審議会で決め、
地方審議会は特定最賃を決める
- ③ 生計費と労働者の賃金で決める
- ④ 中小企業支援は国の義務に



中小企業支援の強化で全国一律最低賃金制の実現へ

提言の第一 直接支援

- ① 助成金の支給
- ② 社会保険料の減免

提言の第二 公正取引

- ① 適正取引の実現
- ② 独占禁止法の改正
- ③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

提言の第三 地域循環

- ① 社会保障分野の中小企業支援
- ② 有効需要の創出
- ③ 関係法の改正
- ④ 地域金融機関の強化

全国一律最低賃金で地域活性化

～中小企業支援の特長～



提言の第一 直接支援

～助成金～

～社会保険料～

提言の第二 公正取引

～適正取引～

～独占禁止法～

～下請代金支払遅延法～

提言の第三 地域循環

～社会保障分野～

～有効需要～

～関係法～

～地域金融機関～

-11-



-12-

最低賃金全国一律制へ いますすぐ法改正を

最低賃金制度は本来、全国どこでもすべての労働者に、健康で文化的な最低限度の生活をするため必要な賃金の最低額を保障するものです。最低生計費試算調査によると、全国どこでも、時給1500円～1600円以上（単身者25歳）が必要なことが明らかになっています。全国一律制に最低賃金法を改正し、大幅引き上げを実現しましょう。

法改正の 4つのポイント

ポイント1 全国一律制に コレ大事

現行法の「地域別最低賃金」を「全国最低賃金」として全国一律額による最低賃金制度に改めます。公布から5年程度の経過後に施行します。非正規公務員の賃金が最低賃金を下回る現実を解消するため、公務員にも適用するよう法改正を求めます。

ポイント2 中央最賃審議会で コレ大事

地域別最低賃金は中央最低賃金審議会の自安答申を受け、地方最低賃金審議会が答申し、都道府県労働局長が決定していますが、「全国最低賃金」は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定するよう改めます。地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金の調査審議・決定する役割に改めるよう求めます。



ポイント3 生計費と労働者の 賃金で決める コレ大事

最低賃金額を決定する3要素「その地域の労働者の①生計費と②賃金、③事業の支払い能力」のうち、「事業の支払い能力」は削除し、①科学的な最低生計費調査に基づいた、労働者の生計費と②労働者の賃金を考慮して決めるよう法改正を求めます。

ポイント4 中小企業支援は コレ大事

「全国最低賃金」制度の中小企業における円滑な実施を図るために、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけるよう求めます。

最賃一律1500円で 労働者の約50%が賃上げに

時給1500円以下の雇用者2823万人

（一般社団法人労働総合研究所調べ）

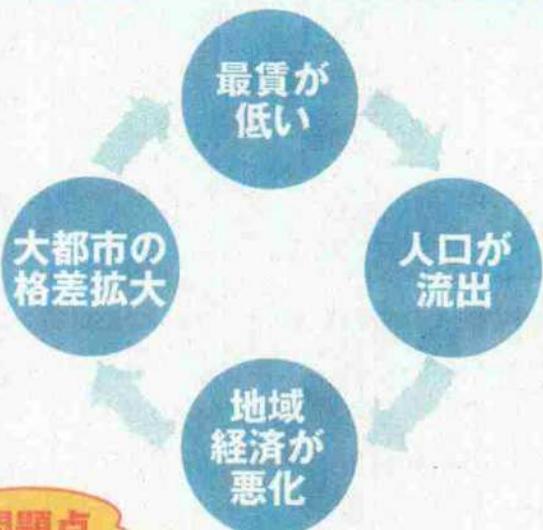


全労連 国民春闘共同委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館内
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620

問題だらけの日本の最低賃金制度

変をよう



問題点

1 地域別最賃は格差をうみ出し一極集中をまねいている

例えば、同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域毎、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因は、地域別の最低賃金です。最高の東京都と最低の地域で219円(20%)もの格差が生じ、時給の高い都市部に労働者が偏在するなど、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。

2 今の決定方法では低い地域は低いまま

現行法では、最低賃金は最賃決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力」を考慮して決めています。地域別である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題をもっています。

3 高い地域が低い地域を考慮し賃金抑制に

最低賃金が高い地域が、低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。そのために、「2020年には平均1000円にする」とした政労使合意すら実現されていません。

4 生涯賃金格差が年金・保険料の格差となり悪影響

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。日本のように狭い経済圏で20%もの地域間格差はあまりに影響が大きいものがあります。世界で地域別最低賃金の国は、日本のほかは国土が広いカナダ、中国、インドネシアの4カ国(全体の3%、2013年)しかありません。

現行法の地域別最低賃金によって、地域間格差が生まれ、同じ仕事でも働く地域によって賃金に差がつけられています。人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いています。

全国最低賃金は日本のどこでもすべての労働者に、健康で文化的な最低限度の生活をするための必要な賃金の最低額を保障すると同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消し、国民経済の健全な発展に寄与することができます。

東京コンビニ

地方コンビニ



同じものを
売っているのに
賃金格差



最賃 1,072円

時給 219円

853円

月額 160,800円

32,850円

127,950円

※月額は月150時間換算

中小企業支援を 国に義務づけよう



広がった地域間格差はあまりに大きく、全国最賃の実現には、様々なハードルがあります。特に短期間で全国一律制に移行させるには、国による中小企業支援制度の抜本的強化が欠かせません。地方の経済を支える中小企業・小規模事業者が全国一律制への法改正に対応できる特別な支援策(中小企業への直接支援、公正取引の実現、有効需要の創出等)と財政措置を国に義務づけることが求められています。

あなたも アクション



あなたの声を
国会議員に届けよう!



このQRコードにあなたの声を書き込むことができます。
私たちが国会に届けます。

【談話】愛知地方最低賃金審議会労働者代表委員の補充任命について 最賃法の2年任期制を形骸化させず、県民の期待と信頼に応える任命を

1. 愛知労働局は6月10日、任期途中で辞任した愛知地方最低賃金審議会労働者代表委員（以下、最賃委員と略）3名に代わる補欠委員を含む全委員の名簿を公表した。愛労連は3名（全員女性、うち1名が非正規労働者）の補欠委員候補を推薦したが、今回も愛知労働局長は「非連合愛知」の候補者を排除し、すべて連合愛知に属する者のみを最賃委員とした。

辞任した3名のうち2名は、昨年4月に最賃委員に任命されていながら、同年12月に愛知県労働委員会労働者委員（以下、労働委員会委員と略）に任命されている。最賃委員は2年任期と最賃法第23条で定められているにもかかわらず、この2名は労働委員会委員の推薦・任命を受けた。最賃委員の任期が2年とされているのは、審議の継続性や積み重ねなどを考慮して2年とされているのではないのか。辞任理由は明らかにされていないが、健康や家庭の事情など県民が理解できる事情ならまだしも、所属組織の人事や任務配置の変更によって辞任するようなものであってはいいはずがない。最賃委員であるにも関わらず労働委員会委員にも推薦した連合愛知や所属労働組合の責任は重い。また、任期をまとうできる委員を選任しなかった愛知労働局長の考えは甘いと言わざるを得ない。同時に、最賃委員であることを承知の上で労働委員会委員を兼務させ、結果として最賃委員の辞任を招いた愛知県知事の任命責任も重い。そして何よりも両方を引き受けた辞任者2名の責任は重大である。

2. 愛労連は、2019年以降、今回も含め9名の最賃委員が任期途中で辞任したことについて、愛知労働局長に次の3点の要請を文書（5月16日付）で行った。

- ①. 労働者代表委員の任命にあたり、2年の任期に責任を持つ労働者委員であることを審査・確認したのか明らかにしてください。
- ②. 今回、最賃委員が任命から1年で辞任された理由と、任命責任についてどう考えているのか明らかにしてください。また、なぜ何度もこうした任期途中での辞任が起きるのか、労働局長の見解を明らかにしてください。
- ③. 最賃委員の任命にあたっては、任期をまとうできる労働者を任命することはもちろん、ジェンダー平等の視点から女性委員を増やしてください。また、愛知において、「医療・福祉」分野に働く労働者は製造業、小売業に次ぐ規模であることから当該分野の労働者の任命、最低賃金の改定が直接影響する非正規労働者を任命してください。

3. この要請に対して、6月6日、労働局担当者から、以下の回答（要旨）があった。

- ⑦. 途中辞任については、「審議中の辞任ではないことで影響はない」「途中辞任は問題ない」。「本人の意思により辞職願が提出されれば辞職ということになる」。「自分

に置き換えると、人事異動は、紙切れ1枚で行われる。自分が居たいと言っても居られないのが現状」というものであった。

このような回答は、最賃法の「任期2年」の意味や労働局長の任命責任問題にふれないばかりか、自らの人事異動と審議会委員の辞任を同列にみるという、極めて問題な発言である。また、今後も安易に最賃委員の辞職が相次げば、最賃法や最賃審議会がますます形骸化するのではないかと危惧せざるを得ない。

- ①. 県内の労働者数が3番目に多い『医療・福祉』分野からの任命や非正規労働者の任命」については、「労働者委員は広範な業種、業態に精通する必要があり企業の実情に理解が深く、使用される労働者の意見を反映できる委員を任命している」と回答した。

これに対して、愛労連は、「公開の審議でも、非公開とされてきた議論の議事録を見ても、いずれも該当労働者や非正規労働者の実態を反映する発言がない」と追及したが、同じ回答を繰り返すに留まった。

4. 最賃委員の任命・辞職にいたる問題点、そして6月6日の回答を踏まえると、まもなく始まる最賃審議をいっそう注視する必要がある。最賃改定額の実質的な審議を行う愛知県最低賃金専門部会での昨年の審議は極めて軽視的なもので、休会した後、非公開で議事録もない「個別打ち合わせ」（公益代表と使用者代表、公益代表と労働者代表の打ち合わせ）に多くの時間を費やし、再開後、公開での議論も説明もなく「労使が合意で41円の引き上げを決定」した。休会中の議事録もない「闇の審議」「ブラックボックス」で最賃額が決まることがあってはならない。

愛労連は、物価高騰に苦しむ労働者・学生に寄り添い、今すぐ最賃1500円を求めるとともに、すべての審議を公開し、県民が見える場で熱心な審議が行われることを求めるものである。

2024年6月14日

愛知県労働組合総連合（愛労連）
事務局長 竹内創

3期で9人が任期中に辞任

愛労連が抗議談話 責任ある最賃審委員任命を

愛知地方最低賃金審議会の労働者委員のうち、2年の任期途中で辞めた人が9人もいるとして、愛労連は6月14日、「最賃法の2年任期制を形骸化させず、県民の期待と信頼に応える任命を」と訴える竹内創事務局長の談話を発表した。4月に公示された労働者委員3人の補欠委員任命で、愛労連が推薦する3人の候補を今回も全員任命せず、連合愛知の加盟組織に所属する委員だけを認めたことに対する抗議だ。

愛知地方最賃審は公益・労使で各5人の計15人が委員を務める。19年以降、任期途中で辞めたのは、公益が1人で、使用者側が2人。労働者側は9人と、際立つて多い。

談話は、昨年4月に任命されながら任期途中で辞任した3人のうち、2人は昨年12月に愛知県労働委員会の労働者委員に任命されている事実に言及。「審議の継続性や積み重ねなどを考

慮して2年とされているのではないか。所属組織の人事や任務配置の変更によつて辞任するようなものであつていはずがない」と批判し、連合愛知と所属労組、労働局長らの責任を問うている。

また、任期途中の退任を「問題ない」とする労働局に対し、談話は「今後も安易に最賃委員の辞職が相次げば、最賃法や最賃審議会がますます形骸化するのではないかと危惧せざるを得ない」と懸念を表明した。

愛労連は89年の結成以来、最賃委員候補を推薦し続けているが、いまだ任命されたことはない。